

資料 26-7-2

八千代市子ども・子育て支援事業計画 (案)

平成 27 年 3 月

八千代市

はじめに

平成 27 年 3 月

八千代市長 秋葉 就一

八千代市子ども・子育て支援事業計画（素案）

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5

第2章 八千代市の子ども・子育てをとりまく状況

1	人口の推移	8
2	世帯の状況	9
3	転入転出者の状況	9
4	出生数等の推移	10
5	合計特殊出生率の推移	10
6	婚姻の動向	11
7	子育て家庭の状況	12
8	ひとり親世帯の状況	19
9	心身障害児の現況	21
10	相談に関する状況	22

第3章 計画の基本的考え方

1	基本理念	26
2	基本的視点	27
3	基本目標	28
4	施策の体系	29

第4章 施策の具体的な展開

基本目標 1	全ての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりが尊重される	32
基本目標 2	質の高い教育・保育を選択することができる	40
基本目標 3	安心して子どもを生み育てることができる	46
基本目標 4	子どもや親が、共に学び成長することができる	52
基本目標 5	仕事と子育てを両立することができる	56
基本目標 6	子どもや子育て家庭を地域で見守り、支えることができる	59
基本目標 7	子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる	62

第5章 事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	68
2	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	70
3	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	73
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	81

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	84
2	計画の達成状況の点検及び評価	84
3	市民・関係団体・関係機関との連携	84

資料

1	計画の策定体制	
2	八千代市子ども・子育て会議	
	(1) 委員名簿	
	(2) 開催状況	
	(3) 八千代市子ども・子育て会議条例	
3	八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）実施概要	
4	用語解説	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援は、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年）に基づき、総合的な施策が講じられてきた中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことにより、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務付けられ、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

八千代市においては、平成 17 年に「八千代市次世代育成支援行動計画」の前期計画、平成 22 年に同計画の後期計画を策定し、「子どもの元気がみえるまち」を基本理念として、子どもに関わる様々な分野の施策を総合的に推進してきました。

しかし、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働きの増加、待機児童の増加、児童虐待の深刻化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、子育ての負担感や不安、孤立感が高まっています。

こうした中、国は、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが重要であると捉えるとともに、質の高い教育・保育の安定的な提供や、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることによって、全ての子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することを目的として、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

このような状況を踏まえ本市では、「八千代市次世代育成支援後期行動計画」の検証結果や子育て家庭へのアンケート調査結果等に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に整備することを目的として、本計画を策定します。

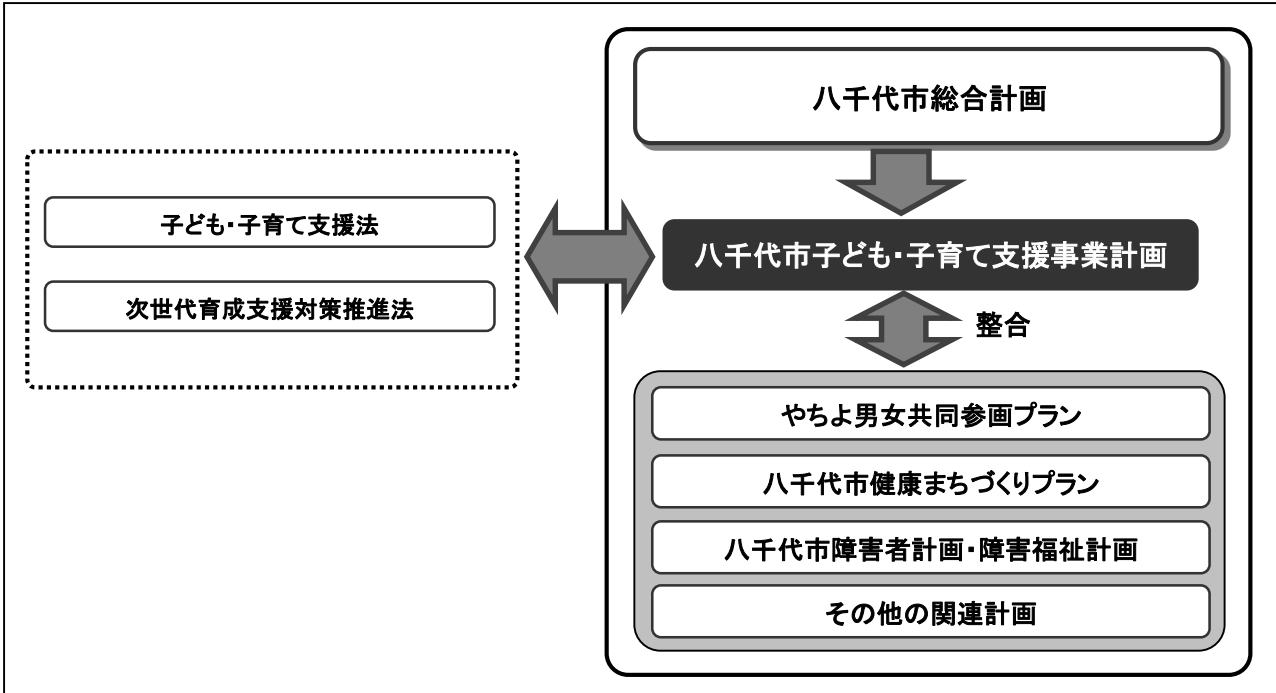
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法 8 条第 1 項の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ一体的に策定します。

さらに、八千代市のまちづくりの方向性を示した「八千代市総合計画」を上位計画として、関連部署の諸計画、国や県の関連計画と整合を図り策定するものです。

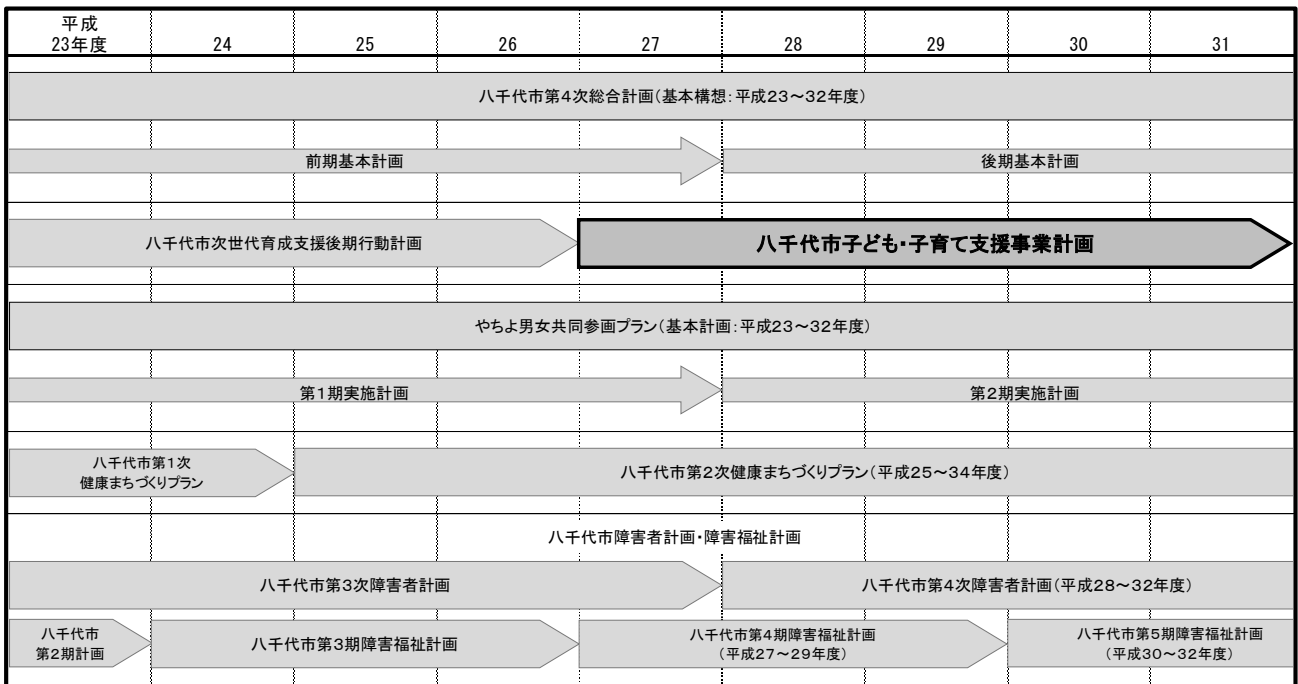
●計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、5年を1期とした計画とし、計画期間は、平成27年度から平成31年度とします。
 なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

●計画の期間



第2章 八千代市の子ども・子育てをとりまく状況

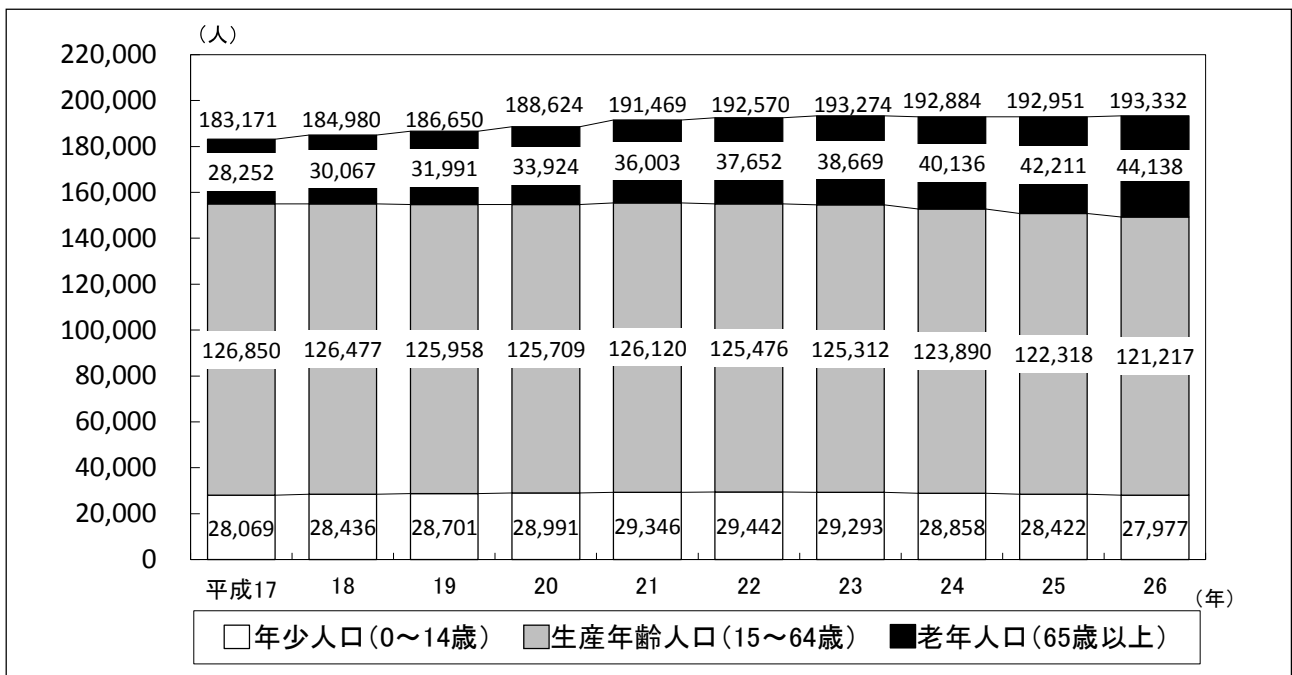
1. 人口の推移（年齢3区分別人口及び構成比の推移）

八千代市の人口は微増傾向を示しており、平成26年3月末現在、193,332人となっています。

平成26年3月末現在の年少人口は27,977人で、次世代育成支援行動計画（前期計画）の初年度である平成17年と比べて、ほぼ横ばいとなっています。構成比別に見ると、65歳以上の老年人口が22.8%となり、少子高齢化が進んでいます。

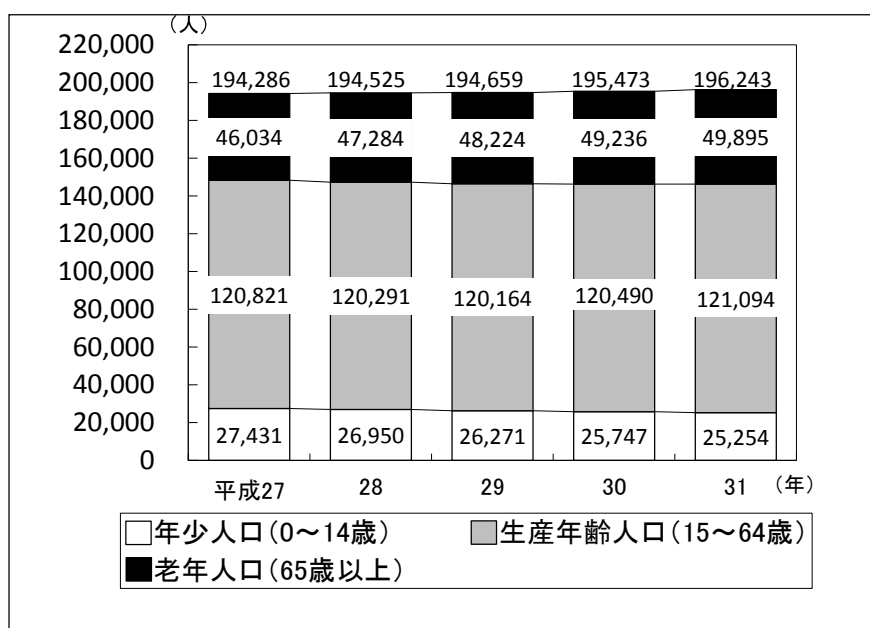
子ども・子育て支援事業計画の終了年次である平成31年までの人口推計では、年少人口は12.9%まで減少し、今後も減少傾向にあることが推計されています。

●総人口・年齢階層別人口の推移（八千代市）



資料：総合企画課「町丁別人口集計（外国人を含む）」各年3月末現在

●子ども・子育て支援事業計画の計画期間の人口推計（八千代市）



資料：総合企画課「八千代市将来人口調査報告書（平成25年10月）」各年4月1日現在

2. 世帯の状況

母子世帯は 911 世帯、父子世帯は 142 世帯となっています。

●世帯の家族類型別一般世帯数及び1世帯当たり親族人員並びにひとり親世帯の状況（八千代市）

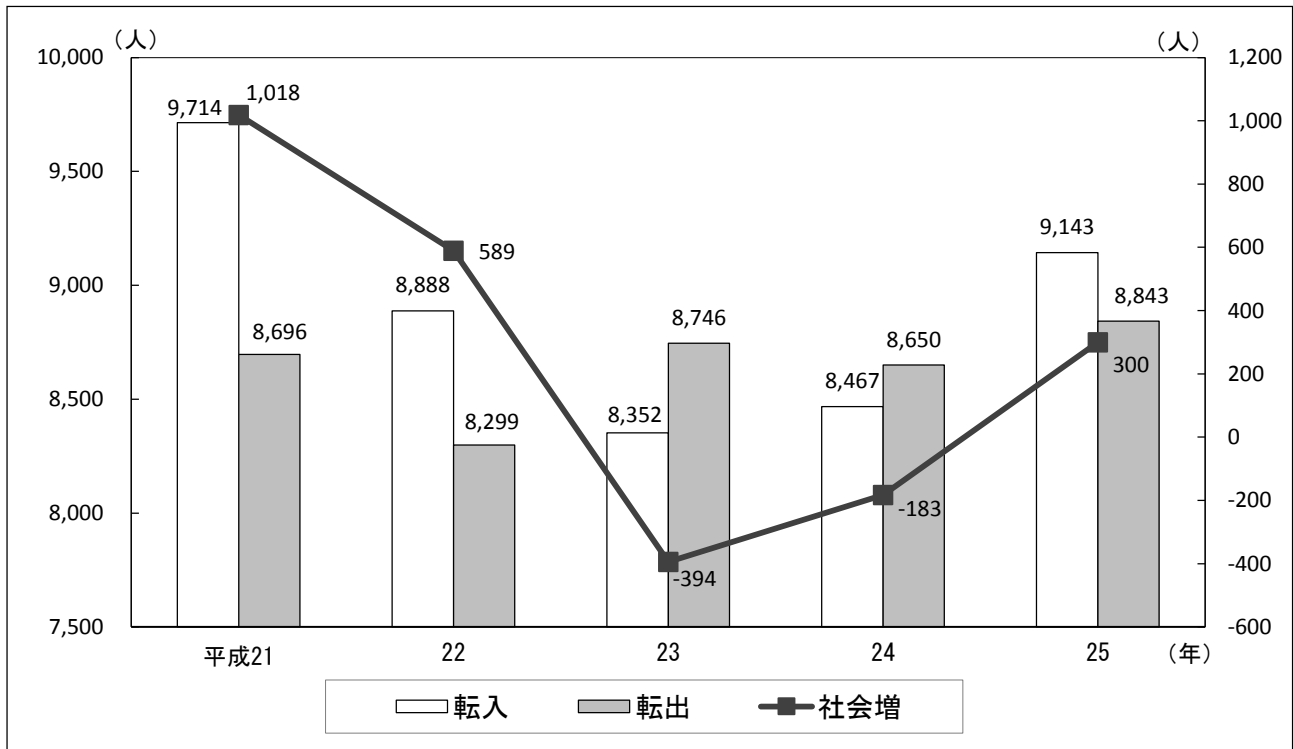
平成22年 国勢調査	一般世帯数	一般世帯 人員	1世帯あたり の親族人数	6歳未満親族のいる一般世帯			18歳未満親族のいる一般世帯			3世代世帯	
				世帯数	世帯人員	6歳未満	世帯数	世帯人員	18歳未満	世帯数	世帯人員
総数	74,765	186,785	2.50	8,807	33,565	11,215	20,570	78,873	34,298	2,935	14,141
親族世帯	54,314	165,010	3.04	8,771	33,387	11,170	20,434	78,321	34,090	2,922	14,066
核家族世帯	49,869	146,417	2.94	8,136	30,086	10,384	18,505	68,750	31,038	-	-
その他の親族世帯	4,445	18,593	4.18	635	3,301	786	1,929	9,571	3,052	2,922	14,066
非親族世帯	833	2,157	2.59	36	178	45	128	544	200	13	75
単独世帯	19,618	19,618	1.00	-	-	-	8	8	8	-	-
母子世帯	911	2,364	2.59	169	454	186	829	2,196	1,284	-	-
父子世帯	142	362	2.55	18	45	20	123	324	187	-	-

資料：国勢調査（平成 22 年）

3. 転入転出者の状況

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて転入者数が転出者数を下回りましたが、平成 25 年度には転入者数が転出者数を上回っています。

●転入転出者の状況

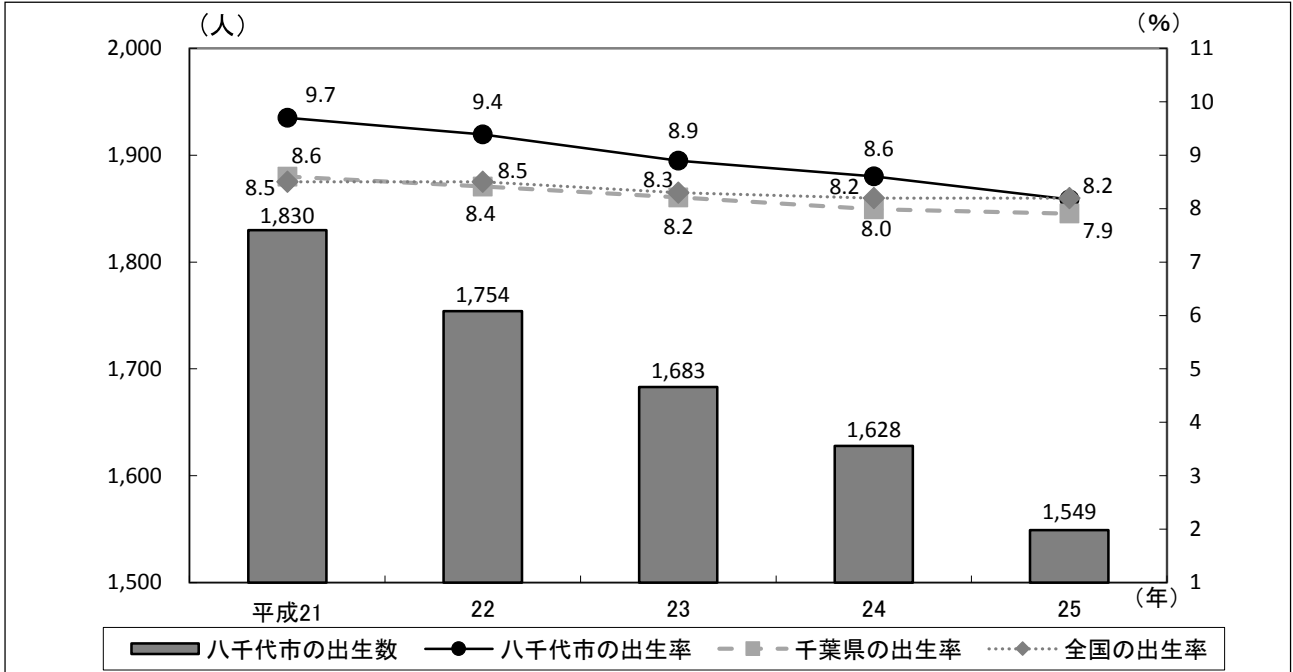


資料：戸籍住民課「住民基本台帳」

4. 出生数等の推移

出生数は、平成21年と比較すると減少傾向にあります。

●出生数・出生率の推移

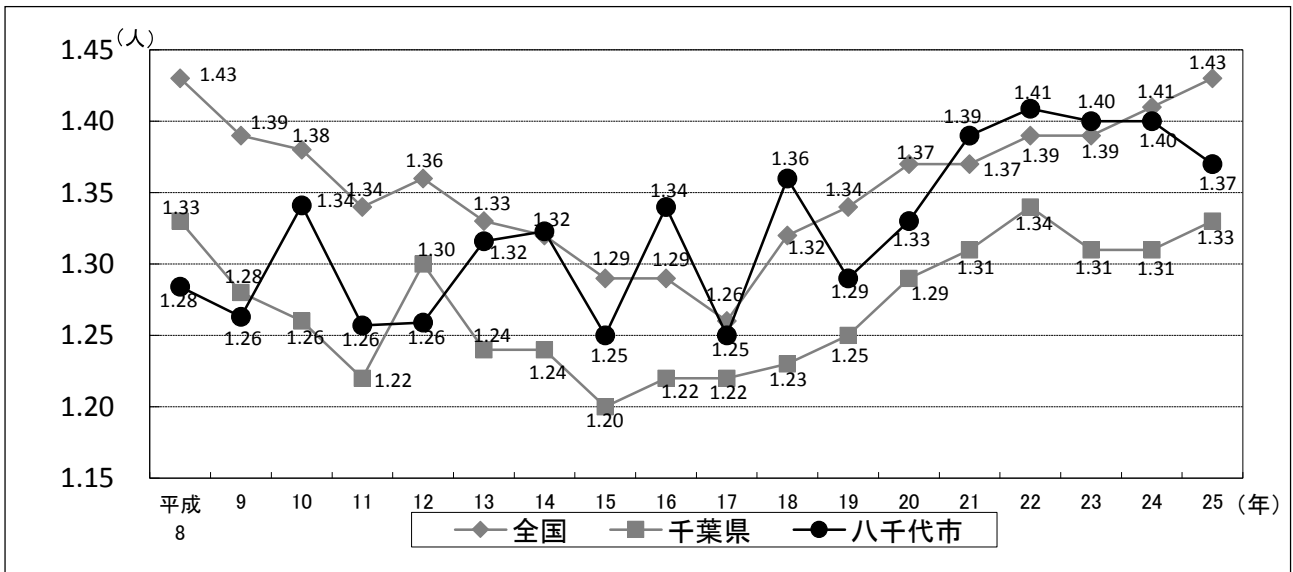


資料：人口動態統計

5. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、概して千葉県よりも高めであり、近年は国と同水準で推移しています。

●合計特殊出生率の推移



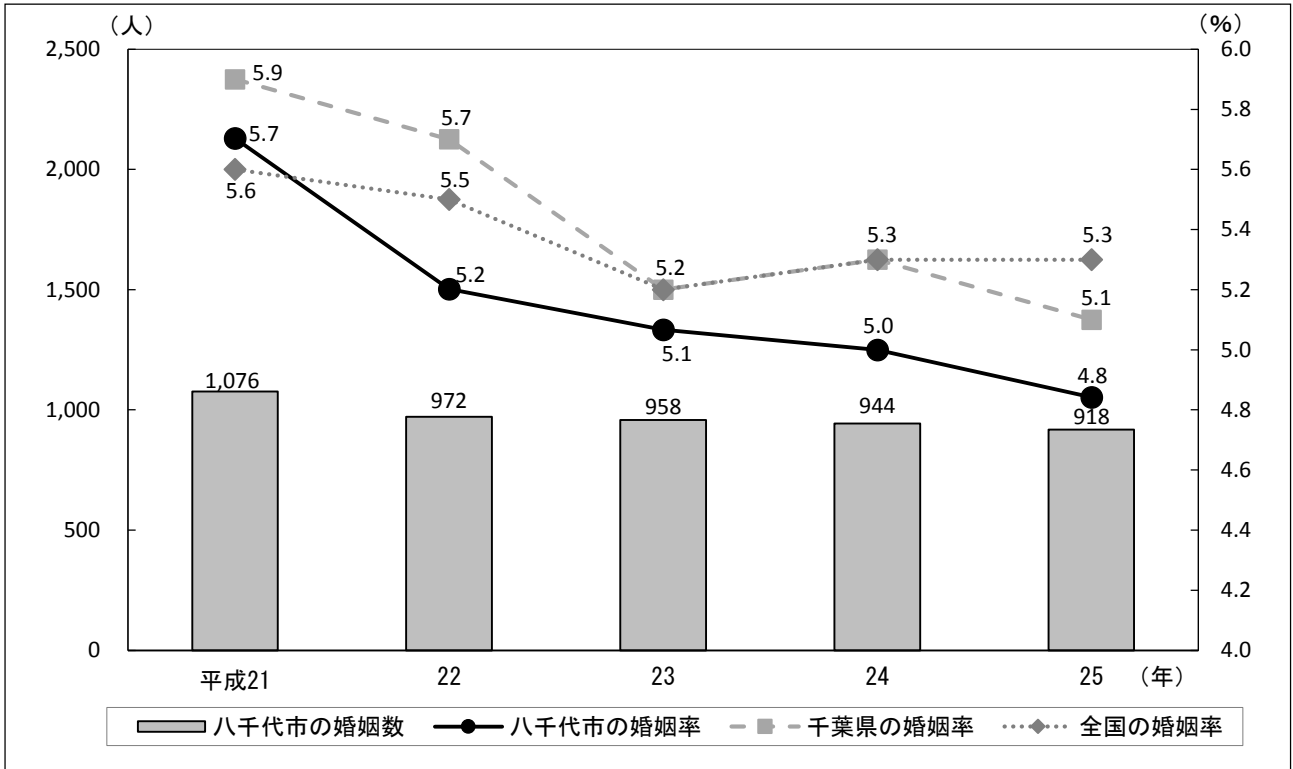
資料：人口動態統計

* 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に生む平均子ども数を表す。

6. 婚姻の動向（婚姻数・婚姻率・離婚数・離婚率）

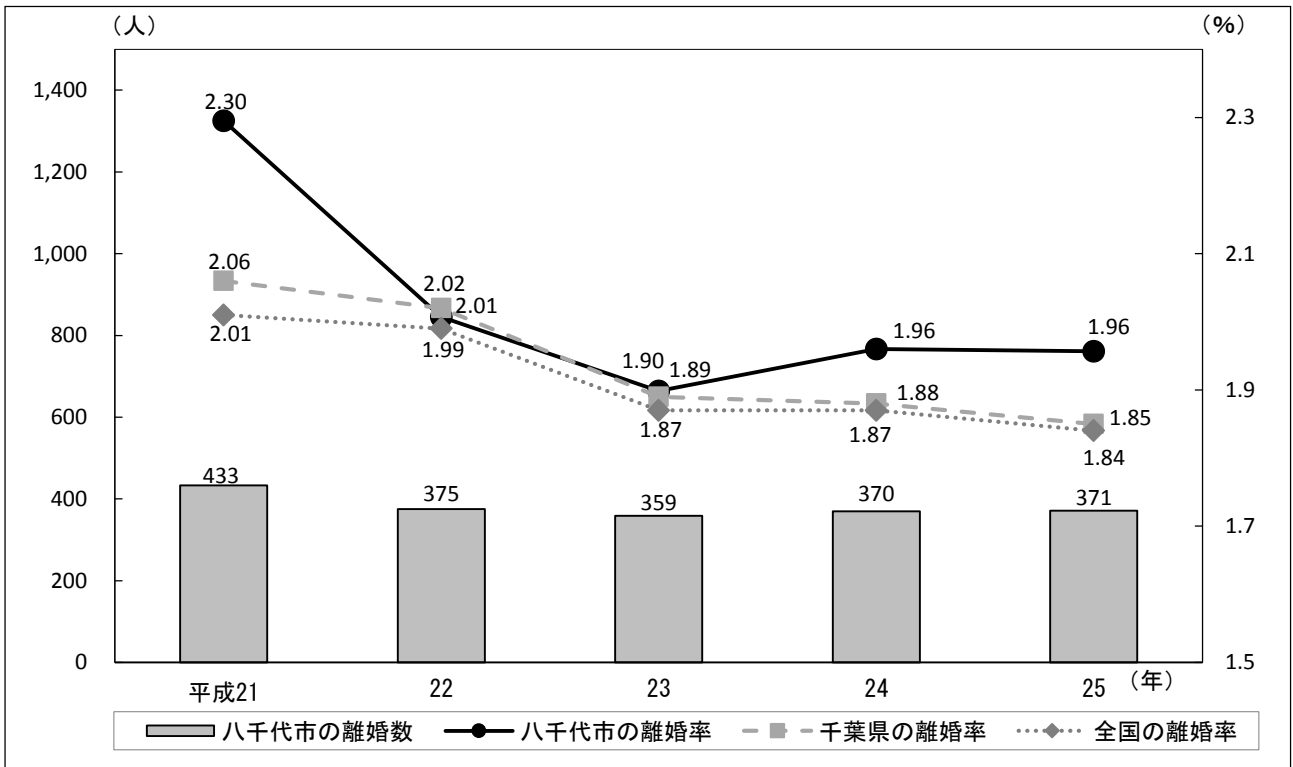
婚姻率は国・千葉県よりもやや低く、離婚率は国・千葉県よりもやや高くなっています。

●婚姻数・婚姻率（人口千対）の推移



資料：人口動態統計

●離婚数・離婚率（人口千対）の推移



資料：人口動態統計

7. 子育て家庭の状況

(1) 母子保健事業の実績

出生数が減少する中、赤ちゃん広場、妊産婦・乳幼児家庭訪問、妊産婦・乳幼児健康相談等の利用者は増加しています。

(単位：人)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊娠届出数	1,874	1,789	1,688	1,647	1,533
出生数	1,838	1,737	1,666	1,635	1,525
新生児訪問	221	193	175	175	245
妊婦健康診査	21,669	21,265	20,047	19,659	17,873
妊婦歯科健康診査	468	468	463	486	477
乳児健康診査	3,324	3,272	3,063	2,915	2,753
マタニティ講座 H24年～プレママ教室(実数)	231	239	222	208	150
マタニティ講座(延数)	400	408	407		
マタニティ広場(実数)	128	119	128	187	128
パパとママの子育て教室(組)	231	227	267	230	177
(延数)	499	463	544	467	361
妊産婦・乳幼児家庭訪問	2,070	1,866	1,926	2,502	2,942
母子保健推進員活動(訪問数)	1,442	1,454	1,266	1,166	1,133
赤ちゃん広場(4か月参加人数)	1,046	1,275	1,283	1,206	1,285
赤ちゃん広場(10か月参加人数)	925	1,272	1,198	1,248	1,218
小さく生まれたお子さんの交流と相談の広場					15
養育医療の対象者					21
妊産婦・乳幼児健康相談	2,922	3,860	3,980	3,878	4,631
妊産婦・乳幼児電話相談	7,184	9,006	11,079	11,200	9,640
栄養の健康教育	644	180	186	452	372
保育園・幼稚園歯みがき教育	972	911	997	1,132	1,470
就学時健診の健康教育	2,058	1,925			
1歳6か月児健康診査	1,629	1,778	1,679	1,598	1,545
1歳6か月児歯科健康診査	1,470	1,502	1,440	1,337	1,319
2歳6か月児歯科健康診査	796	723	666	695	663
3歳児健康診査	1,603	1,659	1,620	1,629	1,657
3歳児歯科健康診査	1,320	1,231	1,260	1,187	1,226

資料：母子保健課

* マタニティ広場は地域子育て支援センターが実施する。

* 平成21年度は新型インフルエンザの拡大防止の為に10月中旬から12月にかけて、マタニティ講座広場・パパとママの子育て教室、赤ちゃん広場(4か月児・10か月児)を中止した。

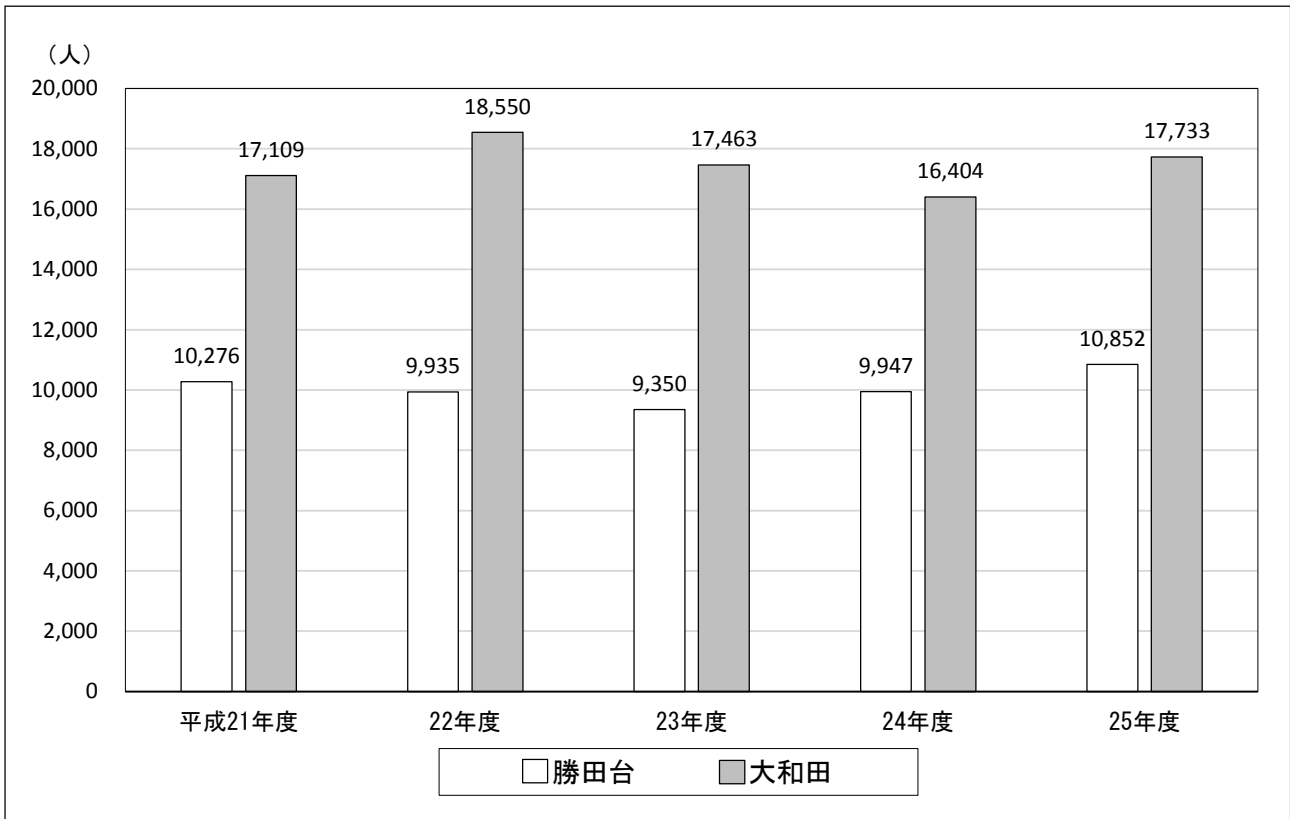
* 平成22年度は3月11日の東日本大震災後、マタニティ講座2課、パパとママの子育て教室、4か月児・10か月児赤ちゃん広場等事業を中止した。

* 出生数は、戸籍住民課(管理班)人口動態の数を使用した。

(2) 子ども支援センターすてっぷ 21 の利用状況

利用状況は、平成 21 年度と平成 25 年度を比較するとほぼ横ばいとなっています。

(単位：人)

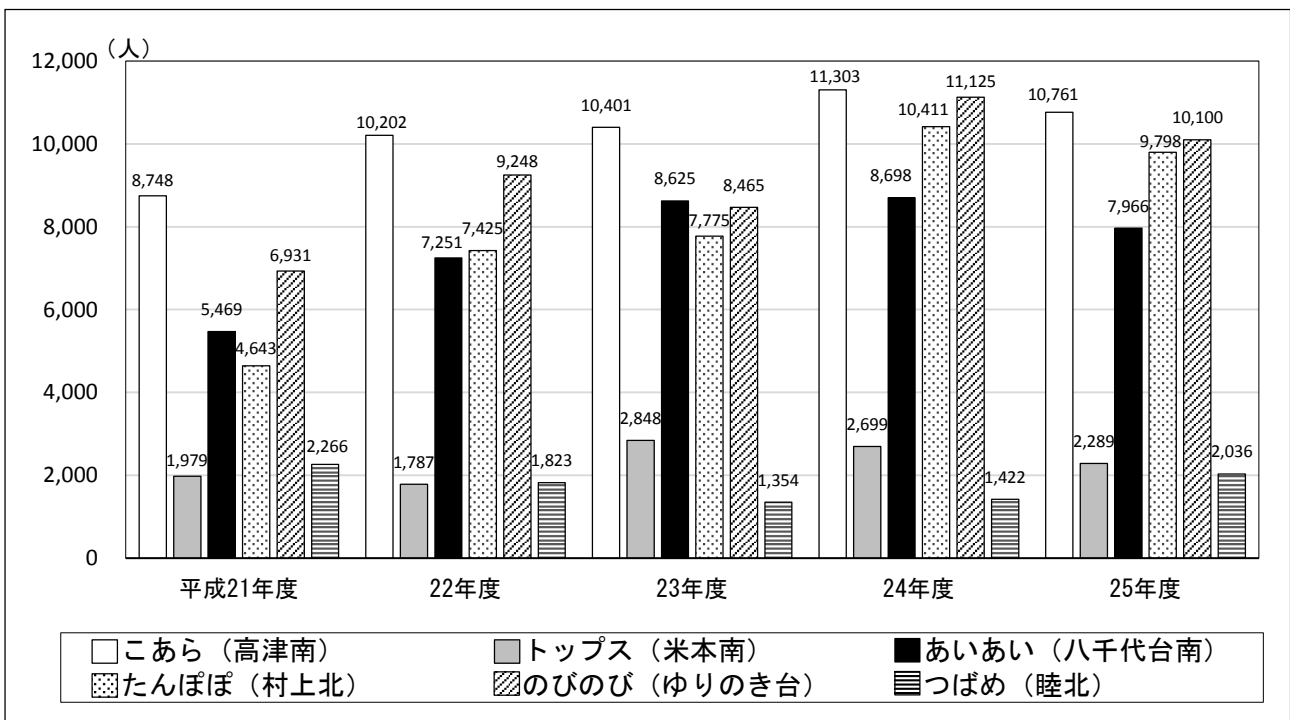


資料：子育て支援課

(3) 地域子育て支援センターの利用状況

利用状況は、平成 21 年度と平成 25 年度を比較すると全体として増加傾向にあります。

(単位：人)

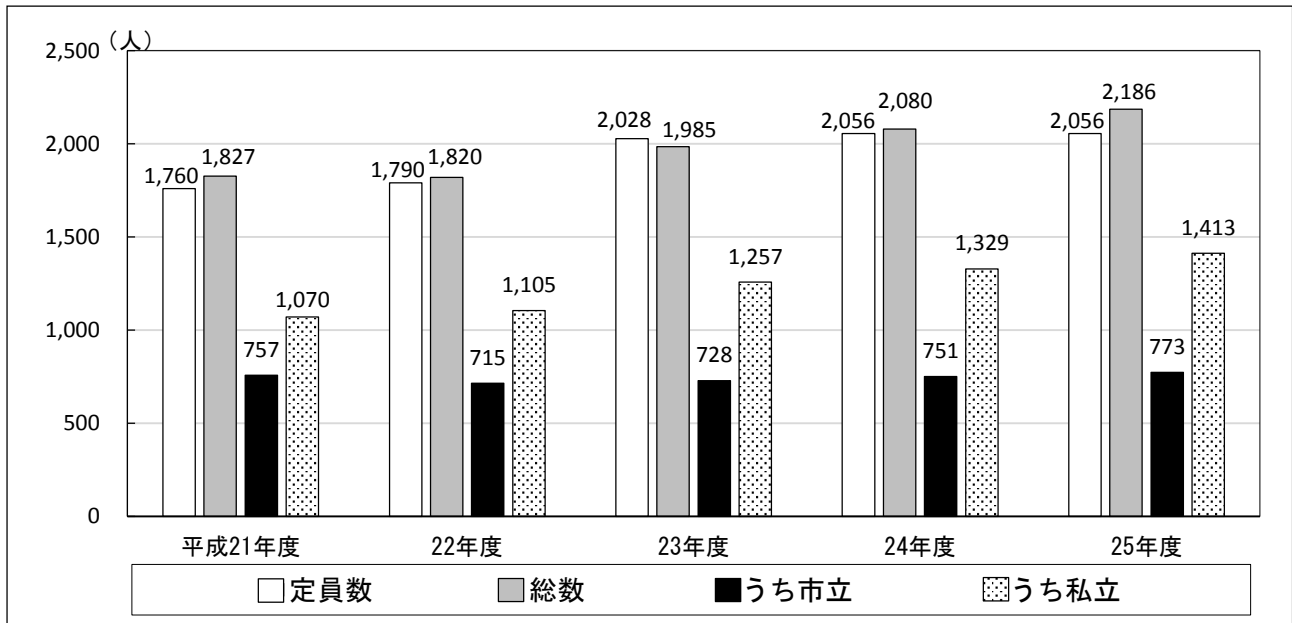


資料：子育て支援課

(4) 保育園等の定員、総数 (21 施設)

定員数は平成 21 年度以降、平成 24 年度まで増加していますが、入園児数も増加しており、特に私立保育園の入園児数に増加が見られます。

(各年 4 月 1 日現在)



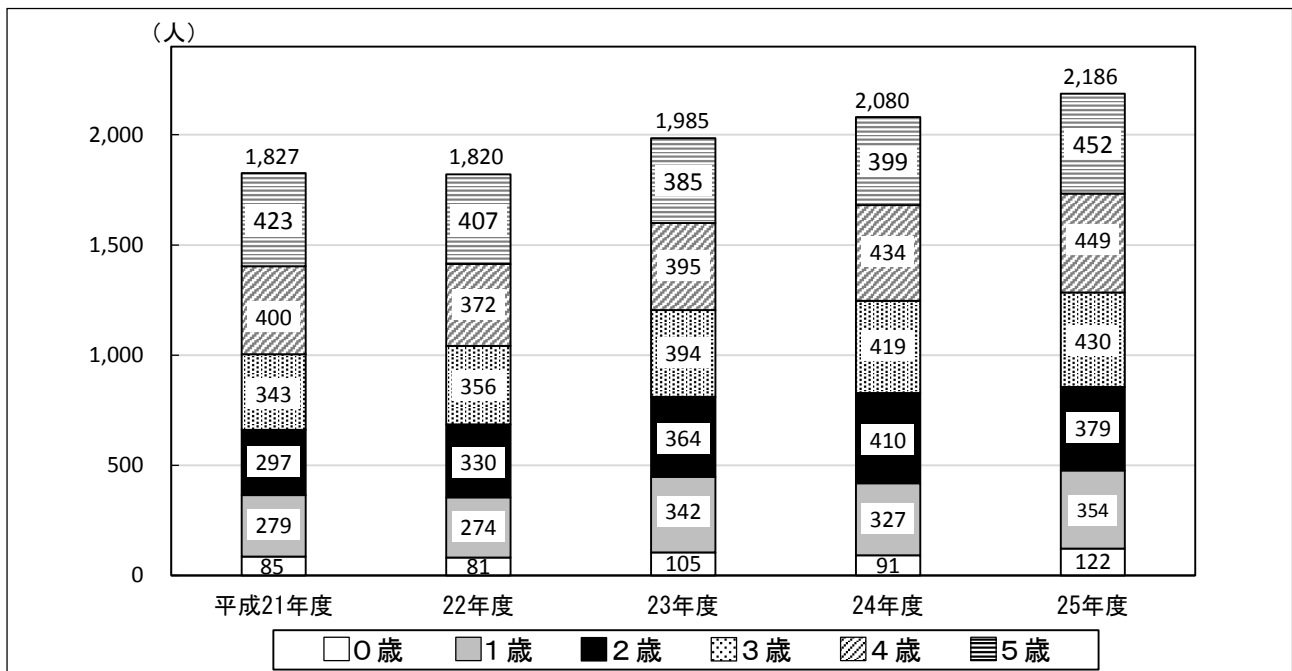
資料：子育て支援課

* 人数は市内在住であり、市内保育園に通園する児童数（管外委託・受託含まず）

(5) 保育園等の入園児数 (21 施設)

平成 21 年度から5年間の推移を見ると、年度によっては減少した年齢もありますが、平成 21 年度と平成 25 年度の比較では、どの年齢の入園児数も増加傾向にあり、特に0歳児の増加が大きくなっています。

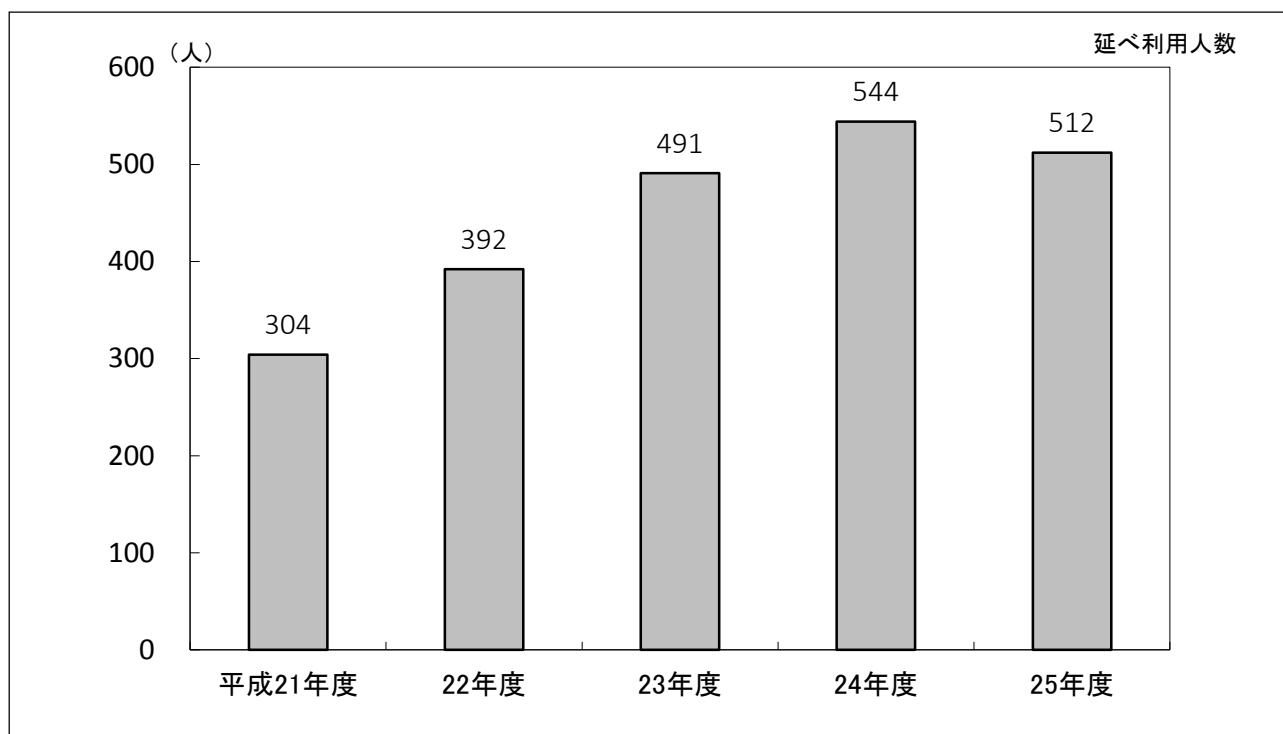
(各年 4 月 1 日現在)



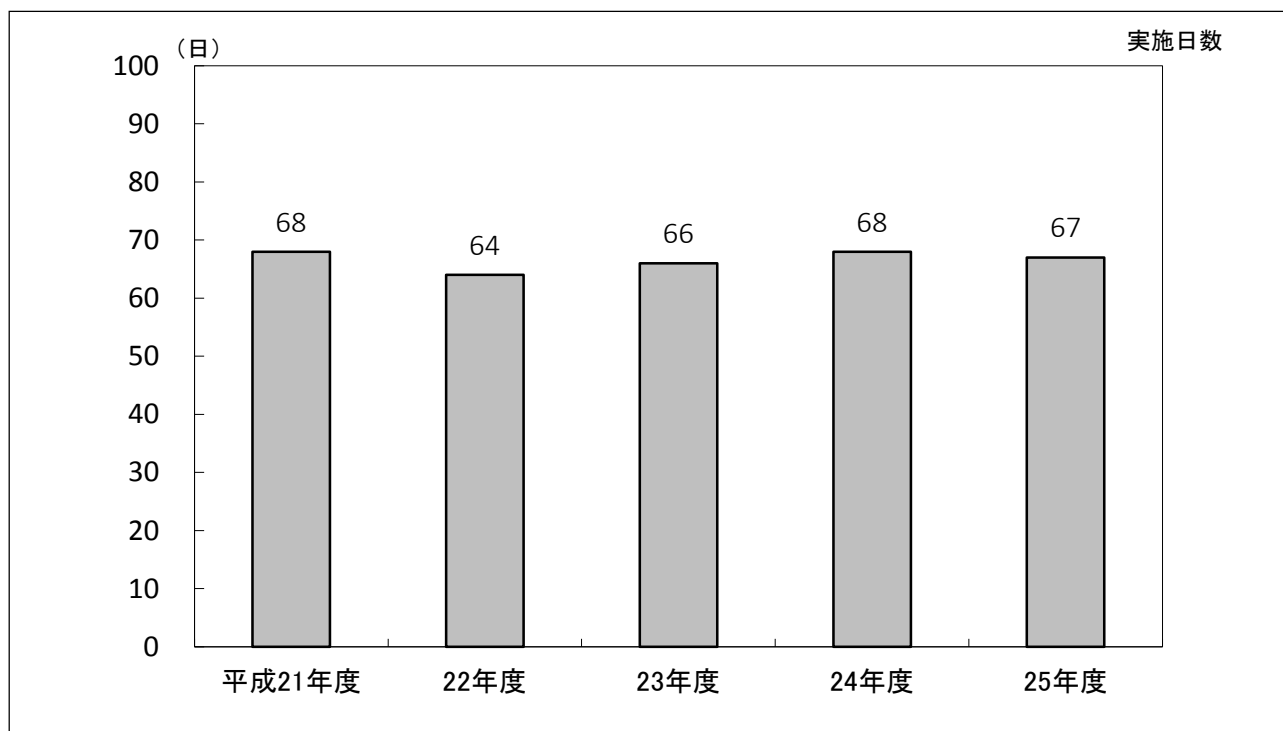
資料：子育て支援課

(6) 保育園の休日保育事業の実施状況

平成 21 年度以降 1 日の平均利用人数は増加してきましたが、平成 25 年度においては、微減となっています。



資料：子育て支援課

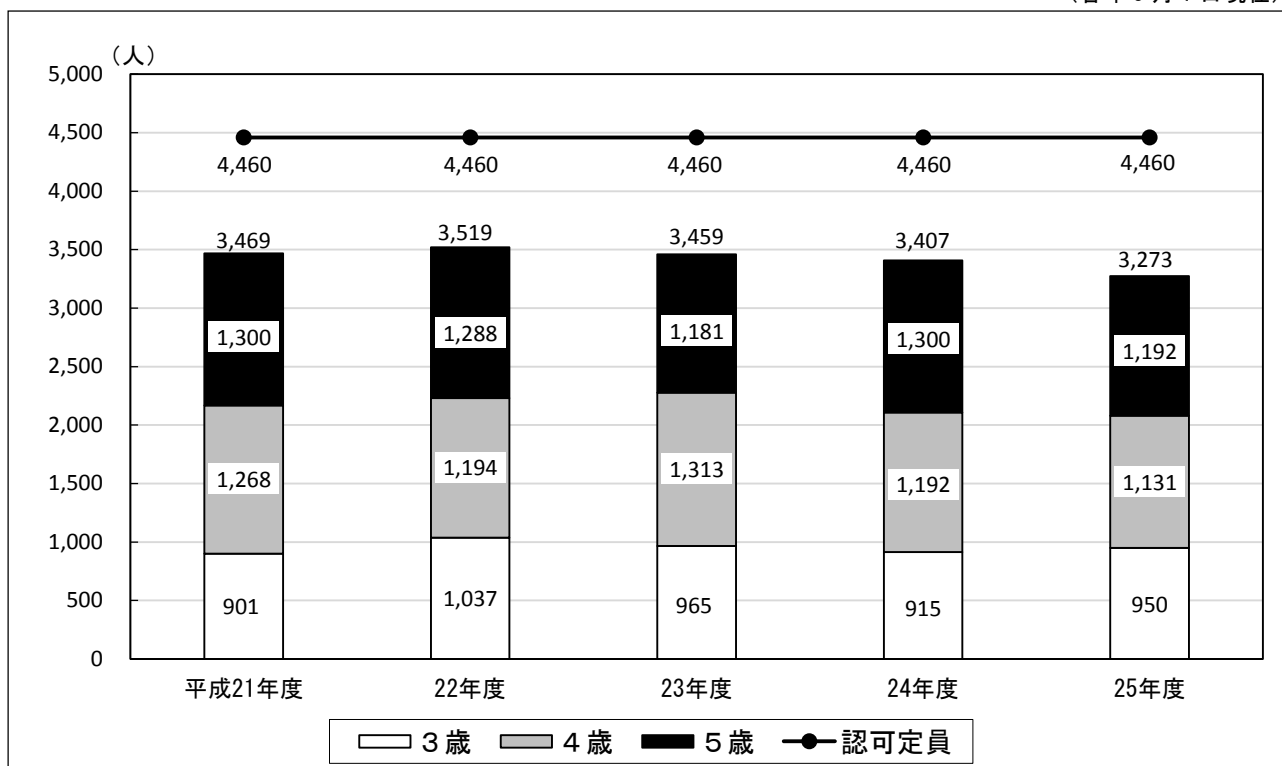


資料：子育て支援課

(7) 私立幼稚園等の定員と年齢別在園児（18施設）

平成21年度以降、認可定員に増減はありませんが、在園児は、平成23年度以降、減少傾向にあります。

(各年5月1日現在)



資料：元気子ども課

(8) 小中学校の児童数等の推移

平成21年度以降、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は増加傾向にあります。

(単位：人)

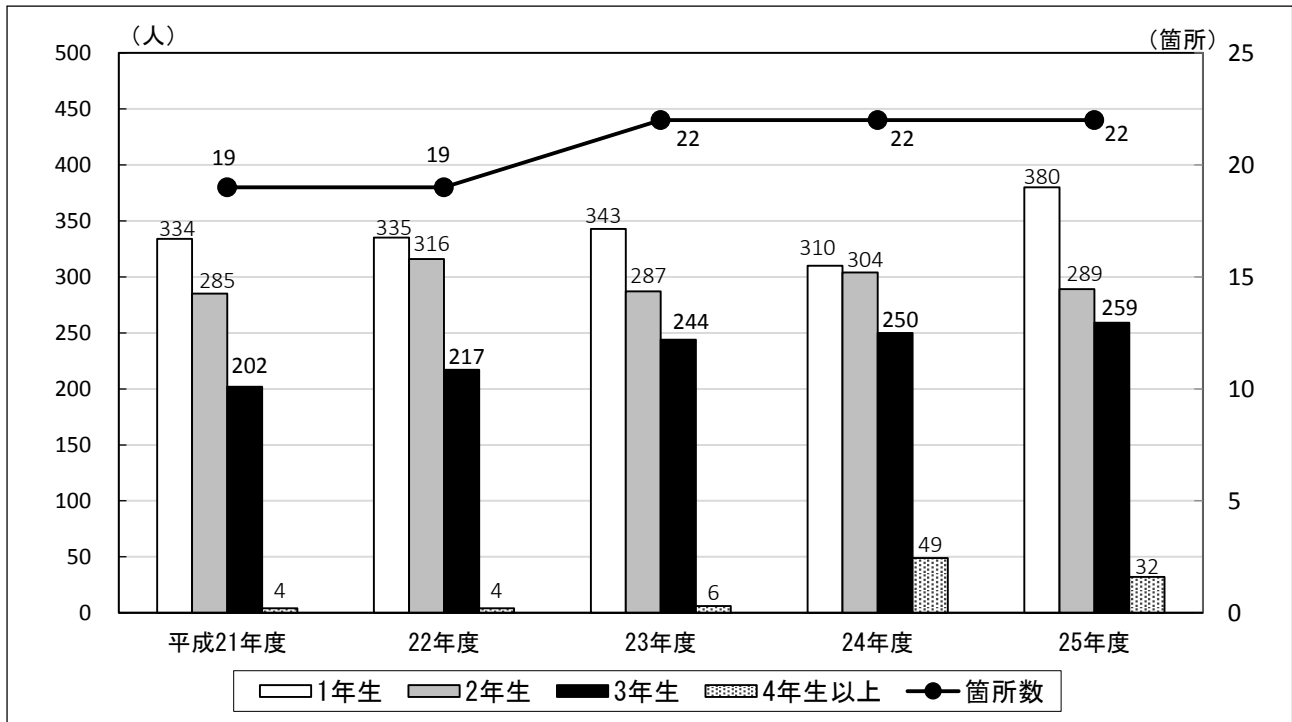
学校名	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	学級数	特学級数	児童・生徒数	学級数	特学級数	児童・生徒数	学級数	特学級数	児童・生徒数	学級数	特学級数	児童・生徒数	学級数	特学級数	児童・生徒数
1 大和田小学校	24	2	778	24	2	778	22	2	739	24	2	713	24	1	735
2 睦	12		306	12		307	12		292	12		273	10		270
3 阿蘇	6		124	6		114	6		115	6		104	6		104
4 村上	30		994	30		982	30		932	28		894	26		841
5 八千代台	13	4	413	12	4	412	13	4	411	17	4	425	18	4	438
6 八千代台東	13		374	12		389	12		383	12		372	19		567
7 八千代台西	13		355	13		367	12		382	12		361	12		361
8 勝田台	17		555	20		600	21		652	22		690	22		700
9 勝田台南	10	3	252	10	2	267	10	2	287	13	2	304	14	2	330
10 米本	9		205	7		204	7		178	6		155	6		150
11 米本南	7	3	220	6	3	193	6	3	184	9	3	163	8	2	152
12 西高津	18		486	18		489	18		497	17		501	17		495
13 大和田南	18		601	19		600	19		613	19		620	19		624
14 高津	19	2	605	19	2	631	19	3	616	22	2	633	24	3	661
15 南高津	12		325	12		316	12		301	12		307	12		296
16 村上東	25		790	25		786	26		796	26		810	26		828
17 八千代台東第二	10		252	10		252	9		225	9		220			
18 大和田西	33		1,141	34		1,162	34		1,145	33		1,105	33		1,120
19 村上北	6	2	142	6	2	155	6	3	157	9	3	159	8	2	173
20 新木戸	39		1,310	30		964	28		923	26		849	25		837
21 萱田	30		1,012	30		1,032	30		1,041	31	1	1,050	31	1	1,024
22 萱田南	21		666	20		660	20		643	19		610	19		594
23 みどりが丘				12		343	12		326	12		299	12		306
小計	385	16	11,906	387	15	12,003	384	17	11,838	396	17	11,617	391	15	11,606
1 八千代中学校	11	3	403	10	3	367	11	3	385	13	3	362	17	5	389
2 睦	5		145	6		153	6		155	6		148	6		140
3 阿蘇	9	1	270	9	1	267	10	1	253	10	1	254	9	1	230
4 勝田台	10	2	334	10	2	344	10	3	331	12	3	343	11	2	346
5 大和田	19		721	21		778	24		859	24		858	23		835
6 高津	22	1	773	23	1	808	23	1	822	25	1	866	25	1	875
7 八千代台西	12		394	11		362	11		356	11		354	12		371
8 村上東	12		390	12		404	12	1	410	13	1	405	13	1	407
9 東高津	9		283	9		277	9		298	9		278	9		280
10 村上	12		414	12		413	12		430	13		429	13		427
11 萱田	18		631	19		680	20		745	21		819	22		830
小計	139	7	4,758	142	7	4,853	148	9	5,044	157	9	5,116	160	10	5,130

資料：教育委員会学務課

(9) 学童保育所入所状況

平成 23 年度に 3 箇所の増設を行い、現在は 22 学童保育所です。1 年生の入所が平成 25 年度には大きく増加しています。

(各年 4 月 1 日現在)

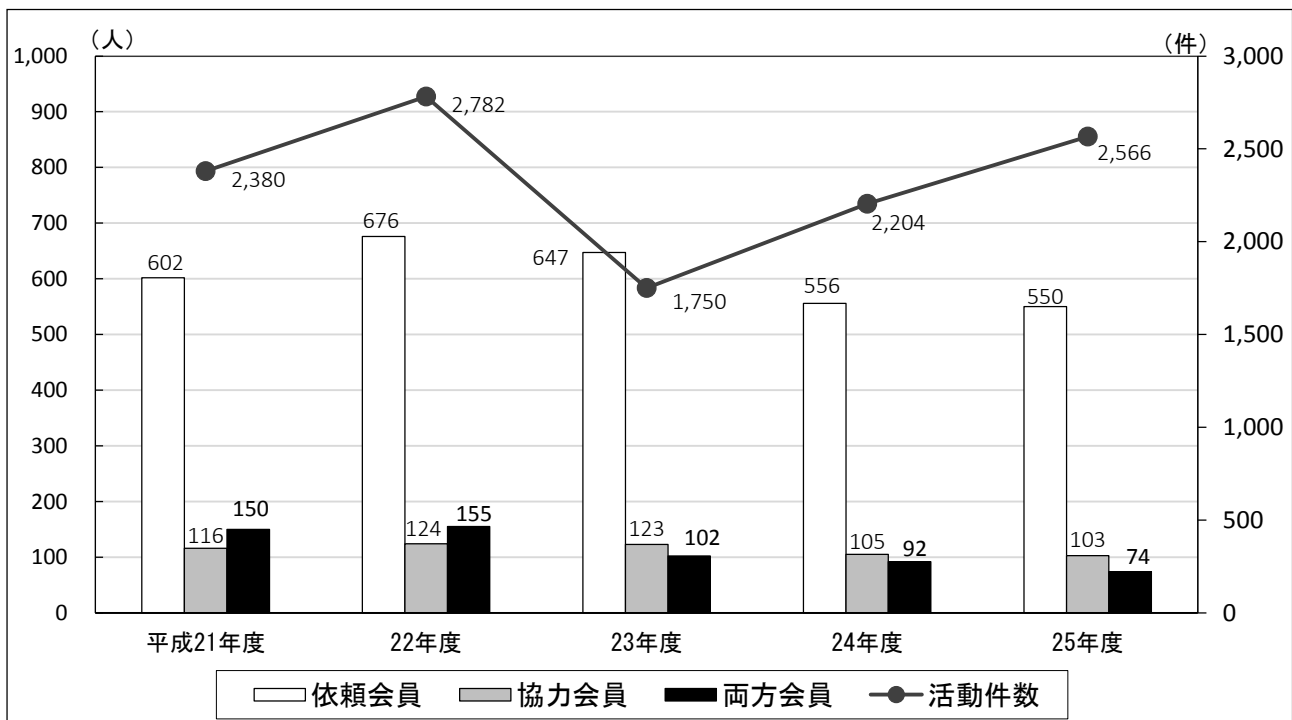


資料：子育て支援課

(10) ファミリー・サポート・センターの会員数及び活動件数の推移

協力会員、両方会員よりも依頼会員が高い割合を占めています。平成 23 年度以降、依頼会員、協力会員、両方会員とも、減少傾向が見られます。

(各年度末現在)



資料：子育て支援課

8. ひとり親世帯の状況

(1) 児童扶養手当支給状況

受給資格者数、受給者数とも増加傾向にありましたが、平成25年度には減少が見られます。

(各年度末現在)

	受給者(人)		全部支給停止者 (人)	受給資格者数 (人)	年度支払金額 (円)
	全部支給	一部支給			
平成21年度	506	531	141	1,178	460,530,960
平成22年度	550	625	120	1,295	473,164,730
平成23年度	573	605	122	1,300	509,291,050
平成24年度	586	604	128	1,318	510,925,250
平成25年度	543	639	122	1,304	506,727,820

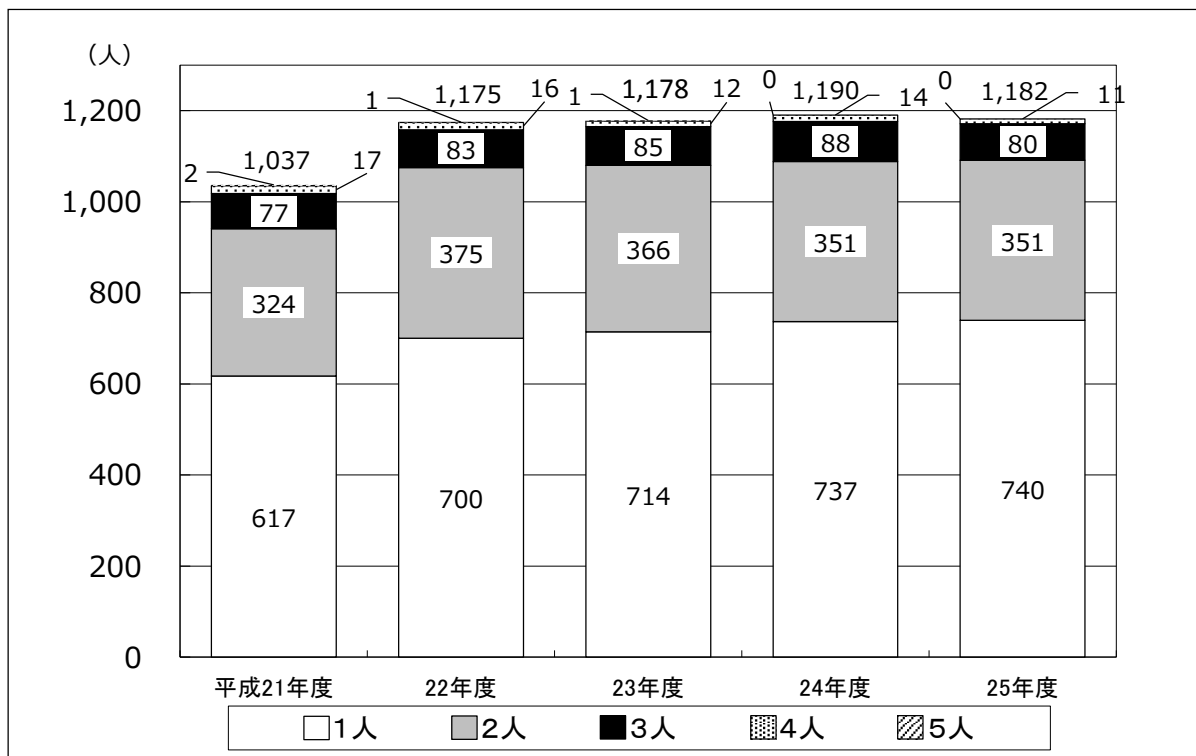
資料：子育て支援課

(2) 児童扶養手当の受給対象児童数の推移

受給対象児童数は平成22年度以降ほぼ横ばいで推移しており、受給対象者が監護または養育している児童数は、「1人」が最も多くなっています。

各年度末現在(単位：人)

	1人	2人	3人	4人	5人	合計
平成21年度	617	324	77	17	2	1,037
平成22年度	700	375	83	16	1	1,175
平成23年度	714	366	85	12	1	1,178
平成24年度	737	351	88	14	0	1,190
平成25年度	740	351	80	11	0	1,182



資料：子育て支援課

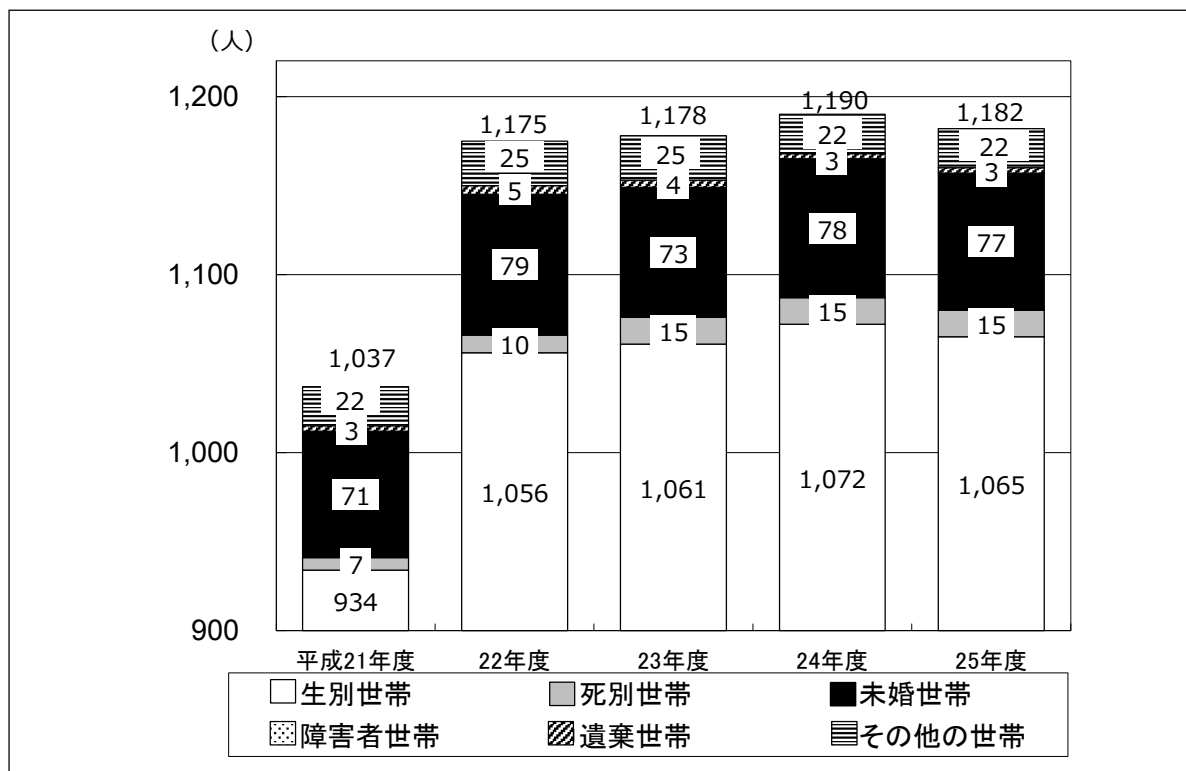
* 受給対象児童数は、受給対象者が監護または養育している児童数

(3) 児童扶養手当の受給理由の推移

受給理由は、「生別世帯」が最も多くなっています。受給理由毎の受給対象児童数には、ほとんど変化がありません。

各年度末現在（単位：人）

	生別世帯	死別世帯	未婚世帯	障害者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	合計
平成21年度	934	7	71	0	3	22	1,037
平成22年度	1,056	10	79	0	5	25	1,175
平成23年度	1,061	15	73	0	4	25	1,178
平成24年度	1,072	15	78	0	3	22	1,190
平成25年度	1,065	15	77	0	3	22	1,182



資料：子育て支援課

* 平成22年8月より父子家庭も受給対象となった。

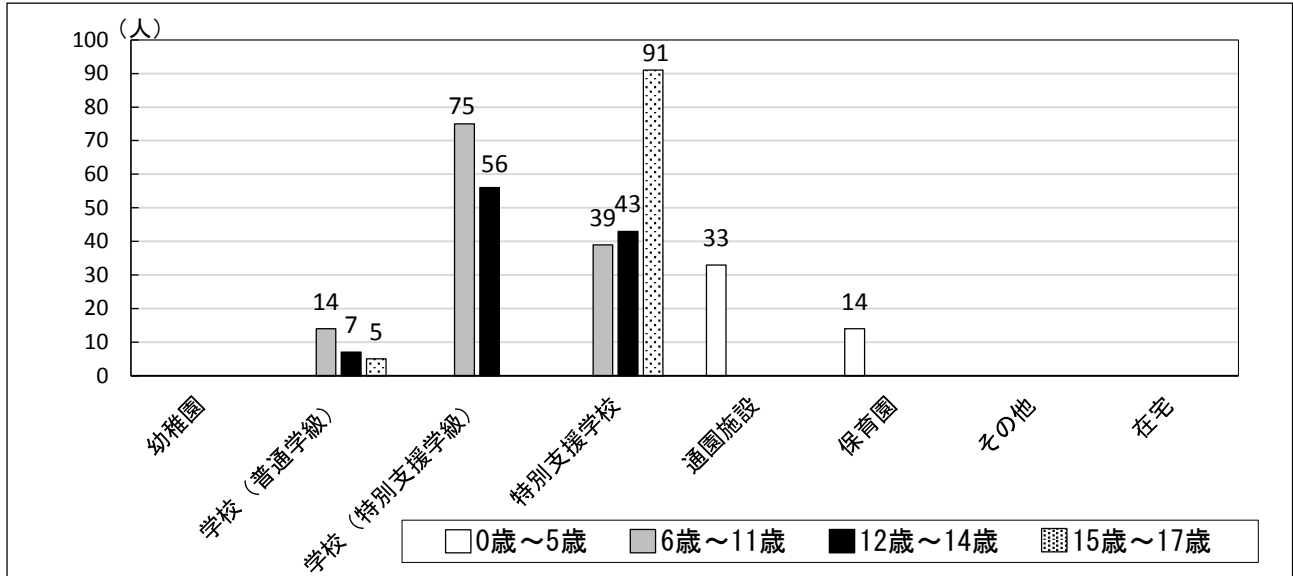
* 平成24年8月より支給要件に「父又は母が裁判所からのDVによる保護命令を受けた子ども」が加わった。

9. 心身障害児の現況

(1) 知的障害児（療育手帳所持児）の入所状況

児童が一番多く通園・通学しているのは、0から5歳までが通園施設、6から14歳までが学校内の特別支援学級、15から17歳までが特別支援学校となっています。

(平成26年4月1日現在)



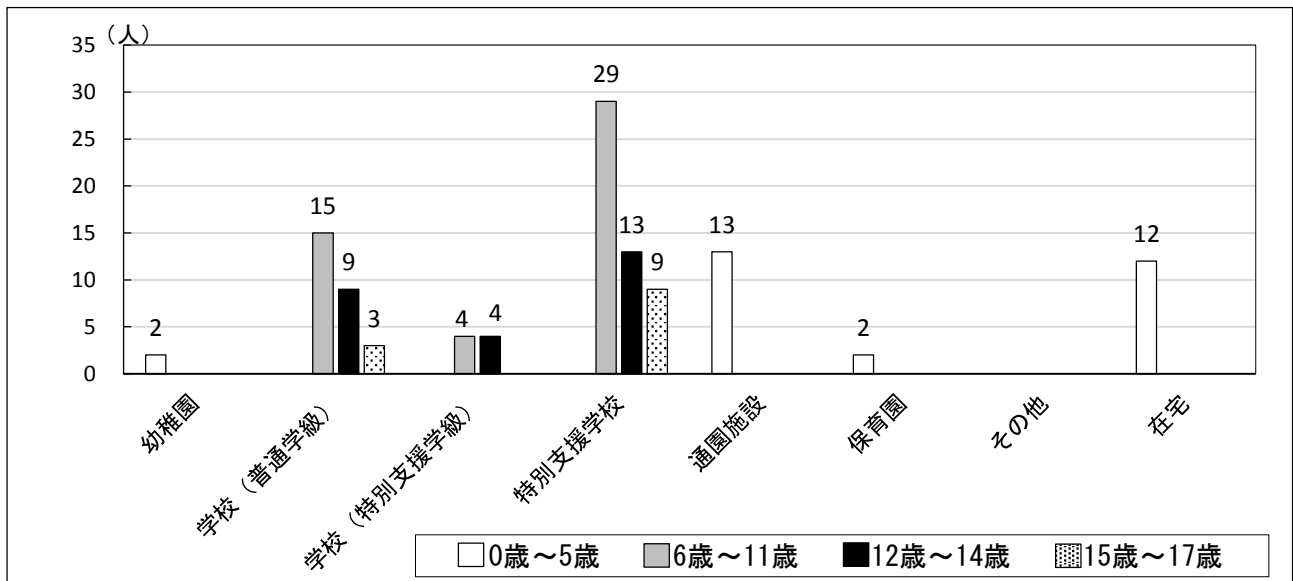
資料：障害者支援課

*「入所施設」以外は全て在宅の状況

(2) 身体障害児の入所状況

児童が一番多く通園・通学しているのは、0から5歳までが通園施設、6から17歳までが特別支援学校となっています。

(平成26年4月1日現在)



資料：障害者支援課

*「入所施設」以外は全て在宅の状況

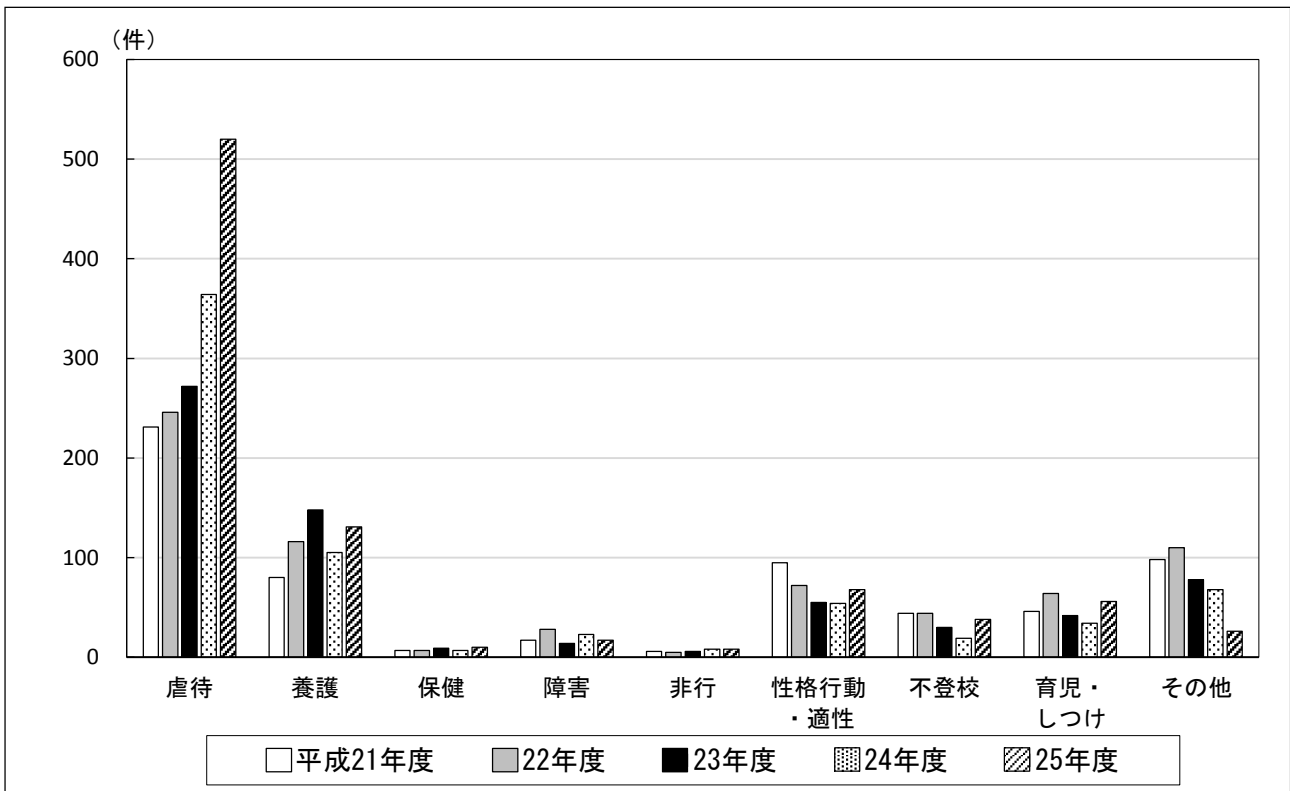
10. 相談に関する状況

(1) 子ども相談センターにおける相談件数

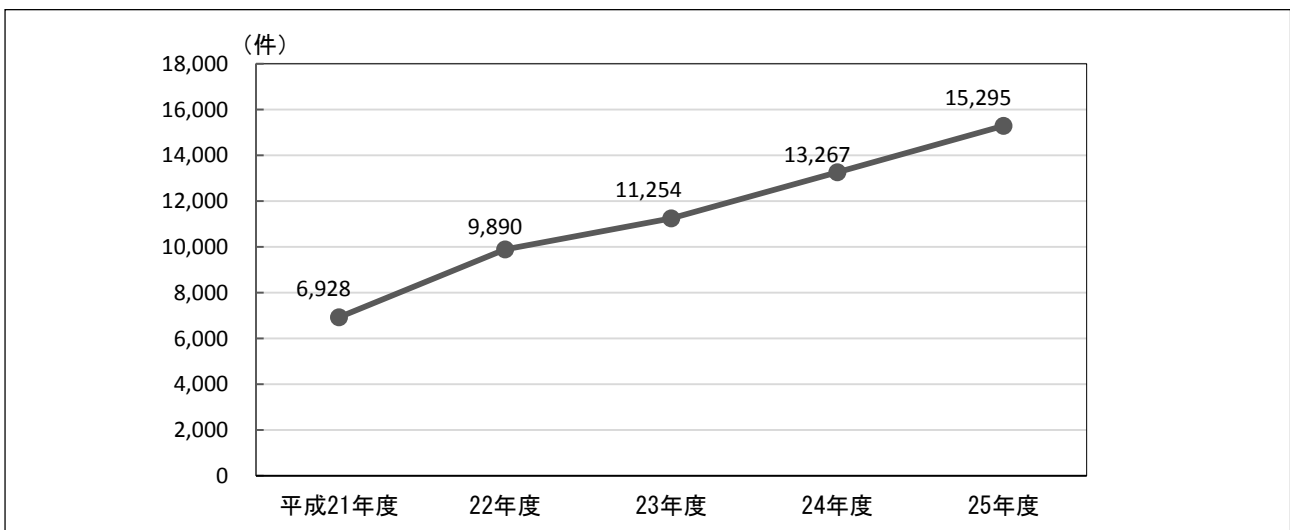
平成23年度以前も増加傾向にありましたが、平成24年度以降、虐待に関する相談件数が大きく増加しています。

(単位：件)

	虐待	養護	保健	障害	非行	性格行動・適性	不登校	育児・しつけ	その他	計
平成21年度	231	80	7	17	6	95	44	46	98	624
平成22年度	246	116	7	28	5	72	44	64	110	692
平成23年度	272	148	9	14	6	55	30	42	78	654
平成24年度	364	105	7	23	8	54	19	34	68	682
平成25年度	520	131	10	17	8	68	38	56	26	874



延べ対応件数

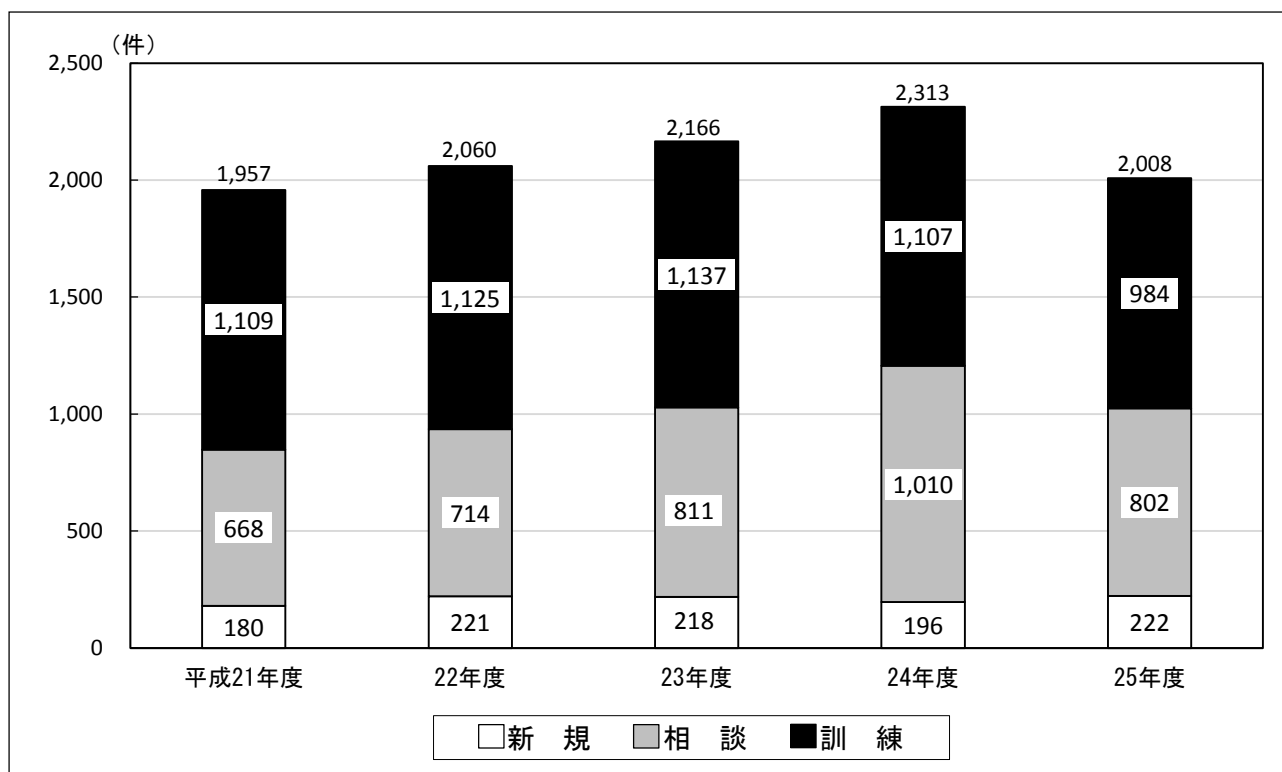


資料：元気子ども課（子ども相談センター）

(2) ことばと発達の相談室における面接件数

面接件数は、対平成21年度比で増加しています。

(単位：件)



資料：障害者支援課（児童発達支援センター）

(3) 適応支援センターフレンド八千代の通所状況

年間通所延べ人数、1日平均通所人数は増加傾向にあります。

	小学生		中学生		年間通所 日数	年間通所 延べ人数	1日平均 通所人数
	男子(人)	女子(人)	男子(人)	女子(人)			
平成21年度	1	1	6	15	191	1,327	7
平成22年度	2	4	12	15	193	2,019	10
平成23年度	3	6	16	14	194	2,013	10
平成24年度	4	1	17	14	195	2,375	12
平成25年度	5	3	12	17	192	2,641	14

資料：教育委員会指導課（適応支援センターフレンド八千代）

(4) 教育相談の状況

相談件数は、70～90件程度で推移しています。内訳は電話での相談が最も多くなっています。

(単位：件)

	相談件数	内訳		
		電話	面談	メール
平成21年度	70	66	4	0
平成22年度	83	82	1	0
平成23年度	68	58	10	0
平成24年度	91	69	22	0
平成25年度	77	56	21	0

資料：教育委員会指導課（教育センター）

(5) 青少年の相談件数と内容

生活の乱れに関する相談件数が、最も多くなっています。

(単位：件)

	年度	学生								有職少年		無職少年	
		小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女
		男	女	男	女	男	女	男	女				
生活の乱れ	平成21												
	平成22	2		1								4	
	平成23	1	1	6		1							
	平成24			1	6	1							
	平成25				2	1	1						
いじめ	平成21						1						
	平成22												
	平成23												
	平成24												
	平成25			1									
薬物乱用	平成21												
	平成22												
	平成23												
	平成24												
	平成25												
不登校	平成21			1			1						
	平成22												
	平成23		1										
	平成24												
	平成25												
無断外泊	平成21												
	平成22												
	平成23												
	平成24				2	1							
	平成25												
家出	平成21												
	平成22												
	平成23					1	1				1		
	平成24				2								
	平成25												
金銭トラブル	平成21												
	平成22												
	平成23												
	平成24												
	平成25												
その他	平成21					1					1		
	平成22												1
	平成23			4	1	2				1			
	平成24			2	3		2				1		
	平成25	2	1	3	3	5				1			1

資料：教育委員会指導課（青少年センター）

* 「薬物乱用」は、平成23年度までは「シンナー等の乱用」として集計。

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

八千代市は、「八千代市子どもにやさしいまちづくりプラン」(平成11年3月)「八千代市次世代育成支援行動計画」(平成17年3月)「八千代市次世代育成支援後期行動計画」(平成22年3月)を策定し、八千代市における保健・医療・福祉・教育・まちづくりなど、あらゆる分野の施策を子どもの視点に立って点検し、子どもや子育て家庭を支援する施策を実施してきました。

しかし、家庭や家族のあり方、子どもを巻き込む犯罪やいじめ、虐待といった社会問題の有り様など、子どもを取り巻く環境は変化してきており、引き続き、その整備が求められています。

また、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体としての役割を担い、地域の子育て等に関するニーズを踏まえ、質の高い幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

そこで本計画においては、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本的な指針を踏まえ、八千代市がこれまで次世代育成支援行動計画において、実現を目指してきた精神を継承し、以下のとおり基本理念として掲げ、子どものための支援と環境づくりを展開していきます。

子どもの元気がみえるまち

男女、障害、国籍などいろいろな違いが人にはあります。どの子ども自分らしく生きることは、おとなたちの願いです。八千代市の全ての子どもたちがおとなたちの適切な支えによって、一人ひとりの元気を市内にとどろかせて、失敗を繰り返しながらも、おおらかに自分らしい生き方を見つけていけるまちを、子ども、市民と一緒に作っていきたいと思います。子育てっておもしろいはずです。子育てをとおして豊かな人と人との交流の輪を市内全域に広げたいと思います。

2. 基本的視点

本計画は、八千代市次世代育成支援後期行動計画と「市町村子ども・子育て支援事業計画における基本的な指針」の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援にかかる総合計画としてその基本理念を実現していくために、基本的視点を以下のとおり設定し推進していきます。

① 子どもが自分らしく生きられる権利を守る視点

子どもは、一人ひとりの個性があり、人や自然とふれあう中で自ら育つ力をつけていくものです。子どもが自分らしく生きていけるためには、子どものいのちがあらゆる危険から守られ、育ち、参加することができるよう子どもの権利を保障することが必要です。

また、子どもは十分に意見を聞いてもらう体験を通して自分自身の意志を持ち、それを自分の言葉であるいは別の表現方法で人に伝えることを通して関わりをつくっていきます。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された社会を実現するためには、子どもの主体的な参加の機会を保障することとあわせて、自分の意見を外にむけて発信する力を身につけていくことが重要です。

② 子ども自身が愛され、大切にされていると感じられる視点

子どもの心に「自分が好き」という自己肯定感が育ち、小中学校以降の伸びやかに成長する心の土台を構築していくためには、安定した親子関係をもとに、乳幼児期の充実した遊びを通して、友達と関わり、社会化し、自分自身が愛されている・大切にされていると感じて育つということが重要です。

③ 親も子どもと一緒に成長していく視点

これまでは、親は子どもの一歩先に立って子どもを導く存在と捉えられてきました。しかし、いまの若い世代は、家庭や近所で子どもの成長に関わる経験が少なく、自分の子どもを持って初めて子育て経験をする人が多くなっており、子どもと親と一緒に育っていくという視点を明確にし、男女が協同して行う子育てを周りの大人が支えていくという視点が重要です。

④ 親と子が地域につながり、地域ぐるみで子育てに関わる視点

子育て家庭の孤立化が深刻です。親と子の暮らしが家庭の中だけで閉じてしまうのではなく、地域に広がり・つながっていくという視点が重要です。また、子どもは、さまざまな人との関わりを通して、社会性や他人を思いやる心を育てていきます。地域社会を構成する多様な主体が、子どもや子育て家庭に積極的に関わる視点が重要です。

⑤ 子どもを地域で生み育てやすい環境をつくる視点

子どもや子育て家庭が日常的に利用するサービスや施設は、利用者の視点から日常的な生活圏で考えていく必要があります。また、八千代市の豊かな自然環境を継承するとともに、地域で進められている子どもや家庭を支援する団体やグループ活動の連携を積極的に図るという視点が重要です。

3. 基本目標

本計画の実現に向けて、以下の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1： 全ての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりが尊重される

全ての子どもが自分らしく健やかに子ども時代を過ごすことができるまちを目指します。

基本目標2： 質の高い教育・保育を選択することができる

一人ひとりの個性を生かし可能性を伸ばすことができる教育・保育の実現を目指します。

基本目標3： 安心して子どもを産み育てることができる

保健・福祉・健康・教育などの各分野が連携して子どもや親を支え、安心して妊娠・出産・子育てができるまちを目指します。

基本目標4： 子どもや親が、共に学び成長することができる

子どもや親が、遊びや自然とのふれあい、さまざまな人との交流、地域との関わりを通して、豊かな人間関係を築き、子どもが社会性や命の大切さなどを身につけられるよう、身近な地域において多様な体験・活動・交流ができるまちを目指します。

基本目標5： 仕事と子育てを両立することができる

社会全体の子育てに対する理解や父親の子育て意識の醸成を図り、親子がともに過ごす時間が確保され、仕事をしながら子育てする親を支えるまちを目指します。

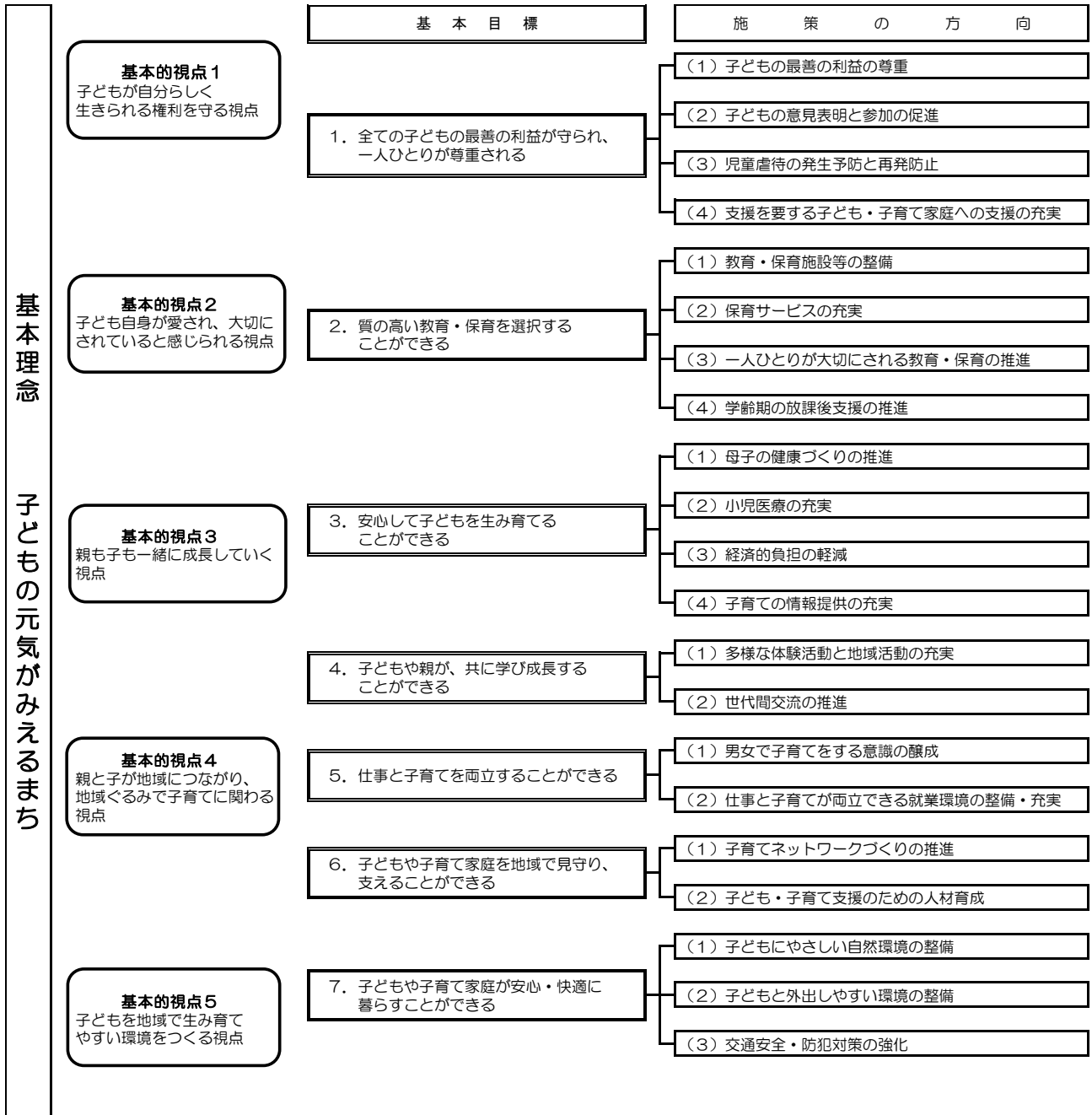
基本目標6： 子どもや子育て家庭を地域で見守り、支えることができる

地域にある豊富な人材を生かし、子育てに関する知識や経験を伝え、多様な世代が子どもに関わり、つながりが生まれるまちを目指します。

基本目標7： 子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる

子ども、妊産婦、子ども連れの人々が安心して外出や社会参加ができるよう、安全で安心な生活環境のあるまちを目指します。また、子どもを暴力や犯罪、事故などから守れるまちを目指します。

4. 施策の体系



第4章 施策の具体的な展開

基本 目標1

全ての子どもの最善の利益が守られ、 一人ひとりが尊重される

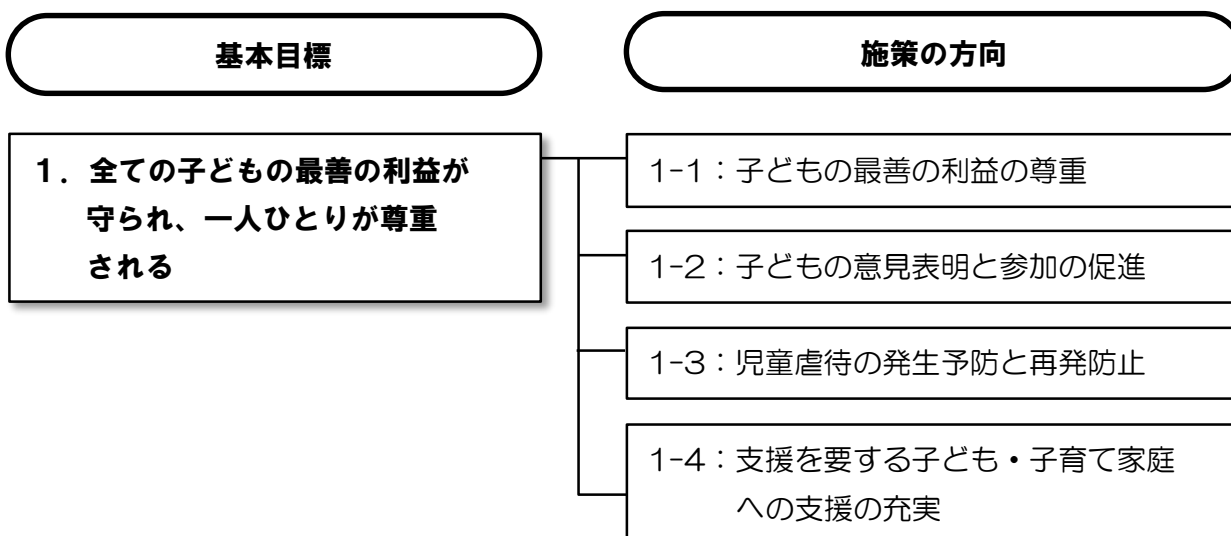
●現状と課題

今般、家庭や家族のあり方の変化や、子どもを巻き込む犯罪やいじめ、虐待といった社会問題の有様から、子どもを取り巻く環境が子どもにとってより厳しいものになってきています。

一人ひとりの子どもが健やかに育つためには、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」などがいかなる状況にあっても等しく尊重され、保障されなければなりません。

本市の基本理念である「子どもの元気がみえるまち」の実現に向け、子どもが暮らすさまざまな場面で子どもの最善の利益が尊重されるよう、家庭教育などを通して親育ちを支援し、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭の孤立を防ぐ体制を整備するとともに、社会全体で子どもの権利や子育ての権利を守る視点を持ち、虐待の予防やいじめの早期発見、早期対応のための取り組みを推進します。

●施策体系



施策の方向1-1:子どもの最善の利益の尊重

子どもの最善の利益が尊重されるために必要な基盤づくりを進めるとともに、子どもや大人が子どもの権利について理解を深められるよう啓発し、子ども自身が自由に相談できる体制の充実を図ります。

(1) 子どもの最善の利益を尊重するための基盤づくりを推進します

事業	概要	担当課
①子どもの権利に関する条例の制定の検討	八千代市子ども人権ネットワークにおける検討結果を踏まえ、子どもの権利に関する条例の制定について検討します。	元気子ども課
②子どもの権利に関する啓発の充実	子どもと関わって活動に取り組む団体や関係機関と連携し、子どもの権利について学ぶ場の提供や啓発に努めます。	元気子ども課

(2) 子ども自身が自由に相談できる体制を充実します

事業	概要	担当課
①おにいさん・おねえさん子ども電話相談の実施	大学との協働により、心理学・社会福祉学を学ぶ大学生が相談員となり、子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。	元気子ども課(子ども相談センター)
②指導課・教育センター・青少年センターの相談業務の充実	子どもや保護者等からの就学相談、教育相談、青少年の非行に関する相談などにおいて、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	指導課(教育センター・青少年センター)
③スクールカウンセラー等による相談の実施	県の配置により、臨床心理に関し専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等が、児童・生徒の相談に応じ、サポートします。	指導課

施策の方向1-2:子どもの意見表明と参加の促進

子どもたちの意見を施策や事業に反映させ、運営などへの参加の促進を図るとともに、子どもたちが必要な情報を得られるよう、情報提供体制の整備を図ります。

(1) 施策や事業の中で、子どもたちの意見を反映させ、運営などへの参加の促進を図ります

事業	概要	担当課
①子どもサミットの開催	子どもサミットを開催し、小中学生が地域の主役として活躍できる場を保障することで、子ども自身が学校内外で豊かな人間関係をつくり、主体的かつ意欲的に行動する力を養います。	指導課(学校)
②学校行事の企画への参加	児童会や生徒会活動などを通じ、子どもたちの考えを学校行事へ反映します。	指導課(学校)
③子どもと地域住民の参画の推進	子どもに関する施策や事業について、子ども独自の想像力、積極性を生かし、子どもと地域住民の参画を推進します。	元気子ども課 公園緑地課
④子どもの参加状況の把握と促進	子ども・子育て支援事業計画の評価の際に、子どもに関する事業に子どもの参加が行われているか確認し、事業の実施における子どもの参加を促進します。	元気子ども課
⑤子どもの広報活動への参加	広報やちよなどの広報活動に、子どもが主体的に参加できるよう推進します。	広報広聴課 青少年課
⑥子どもの意見を取り入れた事業等の促進	子どもに関する講座等の実施にあたり、子どもの意見を取り入れます。	生涯学習振興課

(2) 子どもたちが必要な情報を得るための情報提供体制の整備を図ります

事業	概要	担当課
①子どもに対する情報提供の充実	広報やちよやホームページ等を活用し、子どもに向けた情報提供の充実を図ります。	元気子ども課 青少年課

施策の方向1-3:児童虐待の発生予防と再発防止

平成25年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、平成2年度の集計開始以来23年連続で過去最多を更新し、7万件を超えました。本市の状況としては、子ども相談センターに寄せられた新規の相談件数は、平成25年度483件、そのうち虐待相談は、254件と大幅に増加しています。平成22年度と比較すると、相談件数は1.5倍、虐待に限ると2.5倍に増えています。児童虐待は子どもの心身の健やかな成長を脅かし、生涯にわたって深刻な影響を及ぼします。子どもが安全に安心して健やかに成長できるよう、子どもを守り、育てていく仕組みづくりについて、改めて社会全体の問題として考え、虐待が起こらないような環境づくりや発生予防、早期発見・早期対応、継続支援ができる体制づくりを推進します。

(1) 虐待が起こらないような環境づくりを推進します

事業	概要	担当課
①八千代市要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の機能強化に努めます。	元気子ども課(子ども相談センター)
②虐待予防の広報・啓発の充実	親子を孤立させず「子どもの成長は身近な近隣の人たちに見守られている」と安心して子育てできる地域社会づくりを推進します。また、次世代を担う子どもたちが非暴力コミュニケーション社会を構築できるよう、取り組みを推進します。	元気子ども課(子ども相談センター)

(2) 虐待の早期発見と養育支援に取り組みます

事業	概要	担当課
①地域子育て支援ネットワーク事業の推進	区域ごとにある「地域子育て支援センター」を拠点に、母子保健事業と子育て支援事業を連携させた各種事業を展開し、妊娠から出産、乳幼児期まで切れ目なく養育支援を提供すること、また、市民や関係機関とのネットワーク化を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。	子育て支援課(地域子育て支援センター) 母子保健課
②子育て学習講座の開催	子育て学習講座等を開催し、子育てにおけるコミュニケーションスキルを伝える場の提供を図ります。	子育て支援課(地域子育て支援センター)
③10代親・未熟児等の家庭のグループ支援	養育支援が必要な家庭のうち、集団での仲間づくりや見守りが必要なグループを支援し、育児負担の軽減を図ります。	子育て支援課(地域子育て支援センター) 母子保健課
④養育支援に関する妊娠期からの支援の充実	産科医療機関等の連携など、産前からの養育支援の充実を図るとともに、思いがけない妊娠に係る相談体制の充実を図ります。	元気子ども課(子ども相談センター) 母子保健課
⑤養育支援訪問事業の充実	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等による養育に関する指導・助言等を、家庭訪問にて行い、継続的な支援を図ります。	子育て支援課(地域子育て支援センター) 母子保健課

(3) 虐待の早期対応と再発防止のための支援を行います

事業	概要	担当課
①相談援助体制の充実強化	専門性の高い職員を確保するための仕組みづくりや職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図り、虐待の相談援助体制を充実します。また、相談に係る福祉・保健機関の人員及び組織体制を実情に合わせて検討し、整備します。	元気子ども課(子ども相談センター)
②親子の心のケアの実施	育児不安・負担感の高い親に対する親子の心のケアを行い、虐待の再発を防止します。	元気子ども課(子ども相談センター)

施策の方向1-4: 支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実

悩みや問題を抱える子どもや家庭が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭、障害のある児童やその家庭、外国籍の親を持つ子どもやその家族、不登校、ひきこもり児童等に対して、きめ細かな支援の充実を図ります。

(1) ひとり親家庭が自立して生活できるよう、支援の充実を図ります

事業	概要	担当課
①母子・父子・寡婦等福祉事業の実施	母子（父子）家庭及び寡婦等に対して手当の支給等を行い、生活の安定と向上を図ります。また、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成金、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金、自立支援教育訓練給付金）を支給します。	子育て支援課
②母子・父子自立支援員による相談の実施	母子・父子自立支援員が、生活、子育て、就労等の相談に対し、関係機関と連携し支援します。	子育て支援課
③ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭の保護者が急に病気になった時などに、家庭生活支援員が、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行います。	子育て支援課
④保育園、学童保育所の優先利用の検討	ひとり親家庭の保育の必要性の認定において、優先利用などを検討し、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
⑤学習支援事業の検討	ひとり親家庭の子どもたちが、気軽に学習の相談ができる環境の整備について検討します。	子育て支援課

(2) 障害のある児童への対応や、その家庭への支援の充実を図ります

事業	概要	担当課
①児童発達支援センター運営事業の充実	療育定員の見直しを行うとともに、療育と「ことばと発達の相談室」の一体化を検討し、児童発達支援センターの機能充実に努め、障害のある児童やその家庭への支援の充実を図ります。	障害者支援課(児童発達支援センター) (ことばと発達の相談室)
②就学相談の実施	障害のある児童の早期発見、早期療育に努めるとともに、関係機関と連携し、きめ細かな就学相談を行い、一貫した支援をめざします。	指導課 障害者支援課(児童発達支援センター)
③特別児童扶養手当の支給	在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に特別児童扶養手当を支給します。	障害者支援課
④障害児福祉手当の支給	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の心身障害児に障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
⑤心身障害児童福祉手当の支給	20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児童福祉手当を支給します。	障害者支援課

⑥レスパイトサービスの実施	日中一時支援事業を実施し、障害のある児童を育てる家族の介護負担の軽減を図ります。児童発達支援センター通所児に対し、療育時間外の一時的預かりを実施し、障害のある児童を育てる家族の介護負担の軽減を図ります。	障害者支援課(児童発達支援センター)
⑦保護者同士の交流や学習の支援	児童発達支援センター等において保護者同士の交流や学習を支援します。	障害者支援課(児童発達支援センター)
⑧障害福祉サービスの実施	居宅介護・短期入所・放課後等デイサービス等の支援を行います。	障害者支援課
⑨特別支援教育の推進	支援計画を作成することにより、児童・生徒へきめ細かに対応し、進学進級の際の引継ぎを円滑に進めます。また、特別支援教育コーディネーターが校内委員会の中心となって、支援体制を整えます。	指導課(学校)
⑩教員研修の実施	特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級等担当者研修会、特別支援学級介添人研修会、通常学級の学習支援に関わる特別支援教育支援員研修を行うなど、特別支援教育等に関する研修を行い、教員の専門性を高め、障害のある児童やその家庭への対応の充実を図ります。	指導課
⑪関係機関の連携による障害児支援の充実	児童発達支援センターにおける巡回相談・外来相談など、関係機関の連携による障害児支援の充実を図ります。	障害者支援課(児童発達支援センター)
⑫さまざまな人達との交流	障害のある児童がさまざまな人達と交流できるよう、特別支援学校と小中学校、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒との交流、地域の子どもたちとの交流促進を図ります。また、保護者の要望に応じて、特別支援学校や特別支援学級への見学や体験学習を奨励します。	指導課(学校)
⑬日常生活の向上	補装具費、日常生活用具費の適正な支給等により、障害のある児童への対応の充実を図ります。	障害者支援課
⑭地域社会への参加	地域社会に障害児が参加しやすい仕組みを障害者計画で検討し、障害児への対応の充実を図ります。	障害者支援課
⑮精神障害を抱える子ども及び家族への支援	相談窓口の周知、関係機関との連携強化を図り、精神障害を抱える子ども及び家庭に対する支援を充実します。	障害者支援課

(3) 外国籍の親を持つ子どもやその家族への対応の充実を図ります

事業	概要	担当課
①外国籍の親や家族に対する子育てに必要な情報の提供	関係機関が連携して、母国語による子育てパンフレットを作成するなど、日本語を母国語としない親や家族に対して情報を提供します。	総合企画課(国際推進室)
②子育ての仲間づくりの支援	子育てで孤立しないように、子育ての情報交換や交流の場の提供を図ります。	総合企画課(国際推進室)
③教育内容が保障できる環境整備	外国人児童・生徒に対して日本語指導及び授業の補助を行います。	指導課(学校)
④子どもや家庭の相談体制の整備	外国語に堪能な市民が教育相談員となり、日本での日常生活及び学校生活について支援します。	指導課(学校)

(4) 不登校、ひきこもり児童等への対応の充実を図ります

事業	概要	担当課
①不登校・ひきこもり児童への支援	相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える子どもと家庭を支援します。	障害者支援課 指導課(適応支援センター)
②子どもや家庭からの相談に対する支援	子どもや保護者等からの就学、教育、青少年の非行に関する相談に対応し、関係機関との連携を図りながら問題を抱える子どもと家庭を支援します。	指導課(教育センター・青少年センター)
③少年少女の更生を手助けする市民活動の推進	関係団体と連携・協力を図りながら、市民が更生についての理解を深め、関心を持ってもらえる事業や啓発等の活動を実施します。	健康福祉課

(5) DV 家庭への相談及び支援体制を充実します

事業	概要	担当課
①ドメスティックバイオレンス(DV)相談・支援の充実	配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援を図るため、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。また、講座、広報等意識啓発を行います。	子育て支援課 男女共同参画課
②ドメスティックバイオレンス(DV)における緊急時の対応	ドメスティックバイオレンス(DV)等により緊急に保護しなければならない母子を女性サポートセンター等と連携して保護します。	子育て支援課

質の高い教育・保育を選択することができる

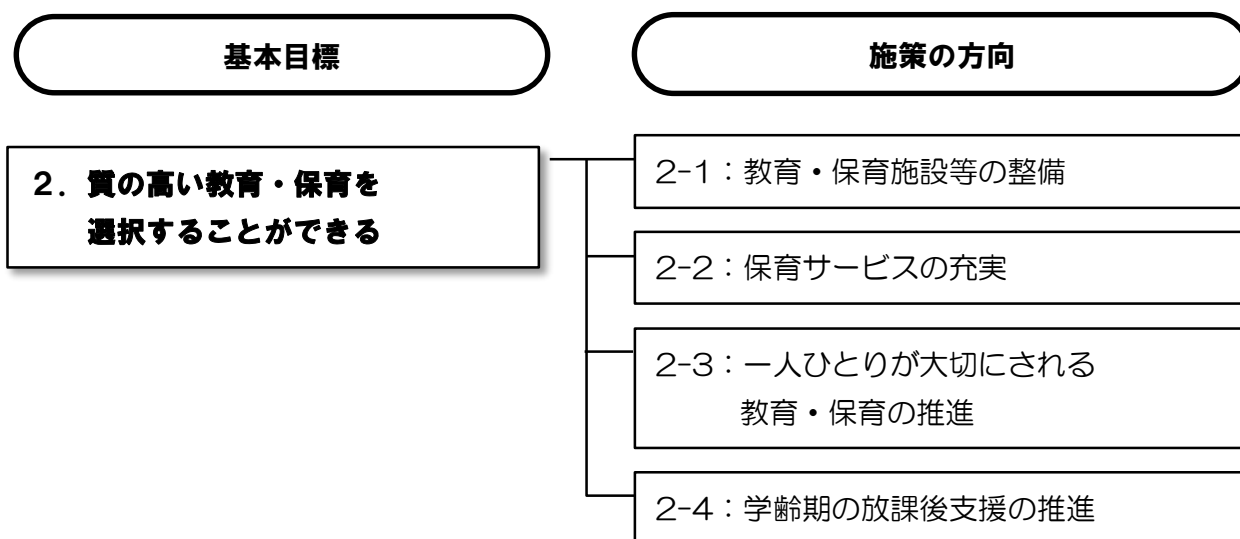
●現状と課題

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴い、保育園では定員を超える需要が生まれ、待機児童が発生しています。また、核家族化やひとり親世帯の増加などにより、保育ニーズは多様化しています。さらに、地域社会における相互扶助機能の低下により、家庭における子育ての負担感が増大するなど、保育園等を利用していない子育て家庭に対する支援も必要となってきています。

保護者が安心して働き続けられるためには、保育の量の確保だけでなく、質の確保も重要です。また、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育の役割はますます重要となっています。

一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育により、子どもたちが健やかに成長できるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向2-1:教育・保育施設等の整備

待機児童を解消するとともに、保育の質の向上に努め、一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、健やかな育ちを支援することを通して、保護者と保育園等の信頼関係を築きます。また、学校が安心して楽しい居場所となるように環境整備を図ります。

(1) 待機児童を解消します

事業	概要	担当課
① 保育園等の適切な配置	子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な定員の確保について低年齢児枠の確保に向けた施設整備を行い、計画的に待機児童を解消します。	元気子ども課 子育て支援課

(2) 保護者と保育園等の信頼関係を築きます

事業	概要	担当課
① 保育園での子育て相談及び情報提供	保護者の悩みや不安等について、保育士等がアドバイスをを行い、子育てに関する施設、事業の案内などを掲示及び配付します。	子育て支援課(保育園)

(3) 保育の質の向上に努めます

事業	概要	担当課
① 保育ガイドラインの活用	八千代市新保育ガイドラインに沿って、保育の質の維持・向上に努めます。	子育て支援課(保育園)

(4) 認定こども園の普及を図ります

事業	概要	担当課
① 認定こども園の設置に関する支援	私立保育園・幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供等を行い、円滑な移行に向けて支援します。	元気子ども課 子育て支援課

(5) 学校が安心して楽しい居場所となるように環境整備を図ります

事業	概要	担当課
① 学校の適正配置の検討	地域の開発状況や児童・生徒数の動向を見据えながら、通学区域の見直しなどを慎重に検討し、学校規模の適正化を図るとともに、教育的な見地からの学校の適正配置について検討します。	学務課
② 学校施設の整備	教育環境の充実・向上を図るため、校舎の耐震改修を行うとともに、校舎、屋内運動場等の施設・設備の整備に努めます。	教育総務課

施策の方向2-2:保育サービスの充実

希望する全ての人々が、安心して子どもを預けることができるよう、子育てを支える仕組みの拡充を図るなど、多様な保育ニーズへの対応の充実に努めます。

(1) 子育てを支える仕組みの拡充を図ります

事業	概要	担当課
①子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実	育児支援、産後支援として、保育ニーズに対応した相互援助活動を実施します。また、会員募集、広報活動、会員による交流会・講習会を開催し、相互援助活動の充実に努めます。	子育て支援課(子ども支援センターすてっぷ21勝田台)
②利用者支援事業の実施【新規】	子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	元気子ども課 子育て支援課
③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の検討【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業について検討します。	元気子ども課 子育て支援課

(2) 多様な保育ニーズへの対応を図ります

事業	概要	担当課
①時間外保育（延長保育）の実施	認可保育園では12時間の開所を実施するとともに、一部の保育園においては13時間の開所を実施します。	子育て支援課
②休日保育の実施	日曜・祝日等に保育が必要となる児童を保育園で保育します。	子育て支援課
③一時預かりの実施	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、幼稚園・保育園等で必要な支援を行います。	元気子ども課 子育て支援課
④子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」を実施します。また、「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」の検討を行います。	元気子ども課 子育て支援課
⑤病児保育の充実	保育園・学童保育所に通っている児童等が病気になり、保護者が面倒をみるできない場合の病児・病後児保育の充実に努めます。	子育て支援課
⑥保育園における慢性疾患児の受け入れの検討	保育の必要性が認められる慢性疾患を抱えた児童を、保育園に安心して預けられる体制を検討します。	子育て支援課

施策の方向2-3:一人ひとりが大切にされる教育・保育の推進

健康で心豊かな子どもを育むために、今後も、幼稚園・保育園等や学校と家庭・地域社会との連携を深めながら、一人ひとりの子どもを大切に、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります。また、学ぶ意欲を大切に、多様な学びを支援する教育環境づくりを推進します。

(1) 子ども一人ひとりを大切に、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります

事業	概要	担当課
①幼児教育の推進	市内の幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に研修会・講習会等を実施し、市内幼児教育関係者のスキル及び専門性の向上を図り、幼児教育を推進します。	元気子ども課 子育て支援課
②幼稚園・保育園等、小学校との連携	人間形成の基礎が培われる大切な幼児期において、幼稚園・保育園等、小学校が円滑に接続するために情報を共有しながら、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた連携を図ります。	元気子ども課 子育て支援課(保育園) 指導課
③保健・福祉・教育機関の連携	子どもに関する事業に対して、保健・福祉・教育機関が共通認識を持って適切に連携しながら、子ども施策を推進します。	元気子ども課 子育て支援課(地域子育て支援センター) 母子保健課 生涯学習振興課

(2) 確かな学力の向上を図る取り組みを充実します

事業	概要	担当課
①基礎学力の向上	少人数指導やチームティーチング等により、一人ひとりに応じた指導を行うとともに、学校の要望に応えるべく特別支援教育支援員の適切な派遣や大学生ボランティア(ドリームティーチャー)の活用を推進します。	指導課(学校)
②学級経営の充実	学級経営や生徒指導に関する校内研修会を充実させ、学校全体で指導方法を検討します。また、保護者や地域の方々との連携を強化し、特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関との連携を図ります。	指導課(学校)
③時代の変化に対応した教育の推進	国際理解教育及び情報教育を推進します。具体的には、各小学校に英語活動助手を、各中学校に外国語指導助手を配置します。特に小学校では、全ての学年において英語活動の授業を実施するとともに、英語主任や担任に対しての研修を行います。	指導課(学校)

(3) 学ぶ意欲を大切にし、多様な学びを支援します

事業	概要	担当課
①コンピュータ教育事業の実施	小中学校における情報教育の支援と充実を図るとともに、各種コンピュータ研修会を実施します。	指導課(教育センター)
②情操芸術教育振興事業の実施	児童・生徒の主体的な発表や表現の活動、芸術鑑賞を通して、情操の滋養を図ります。	指導課(学校)
③読書教育推進事業の充実	各校の図書主任や学校司書を対象とした研修会を行い、子どもたちの読書を推進し、調べ学習や知的好奇心を満たす活動を支援する学校図書館の充実を図ります。	指導課(学校)
④環境学習の推進	家庭・職場・学校・地域で環境学習を推進し、環境保全意識の高揚を図ります。	環境保全課 指導課(学校)
⑤ふるさと意識の醸成	小学校3・4年生が使用する郷土読本「わたしたちの八千代市」の活用や、博物館の見学等を通して、八千代市の現状、歴史、民俗について学ぶ機会を提供し、ふるさと意識の醸成を図ります。	指導課(学校)
⑥学校サポート事業の促進	地域の人材に関する学校サポーターリストを整備することで、教育・部活動の活性化を図ります。	指導課(学校)
⑦自己肯定感を高めるための教育活動の推進	授業における話し合い活動、学校・学年行事等を通して、互いを尊重すること、さまざまな分野の人材を登用することなどを各校に奨励し、児童・生徒の自己肯定感を高める教育活動を推進します。	指導課(学校)

施策の方向2-4:学齢期の放課後支援の推進

待機児童の解消に向け、学童保育所の計画的な整備を図るとともに、市内7区域のバランスに配慮のうえ、教育委員会との連携の下、放課後子ども教室の拡充に努め、両事業を一体的に又は連携して実施することにより、総合的な放課後対策を推進します。

(1) 学童保育所における待機児童を解消します

事業	概要	担当課
① 学童保育所の拡充	開所時間の延長を現行どおり継続したうえで、既存の学童保育所における定員増等により、計画的に待機児童の解消を図ります。また、長期休業中のみの利用要件を緩和するとともに、一時利用の実施に向けて検討します。	子育て支援課

(2) 放課後における子どもの居場所の確保を図ります

事業	概要	担当課
①放課後子ども教室の拡充	小学校の余裕教室等を活用し、放課後等における児童の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供するため、市内7区域のバランスに配慮のうえ、各区域1校の整備を目指し、放課後子ども教室の整備を計画的に推進します。	元気子ども課 子育て支援課

(3) 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを推進します

事業	概要	担当課
①学童保育と放課後子ども教室の連携	全ての児童が放課後等に安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）の一体的（一体型）な実施に向けた取り組みを推進します。	元気子ども課 子育て支援課
②学童保育等における地域住民等の参画	地域住民等の参画を得て、放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）を実施することにより、多様な方々との交流を通して、児童の社会性・自主性・創造性等、豊かな人間性の涵養を図ります。	元気子ども課 子育て支援課

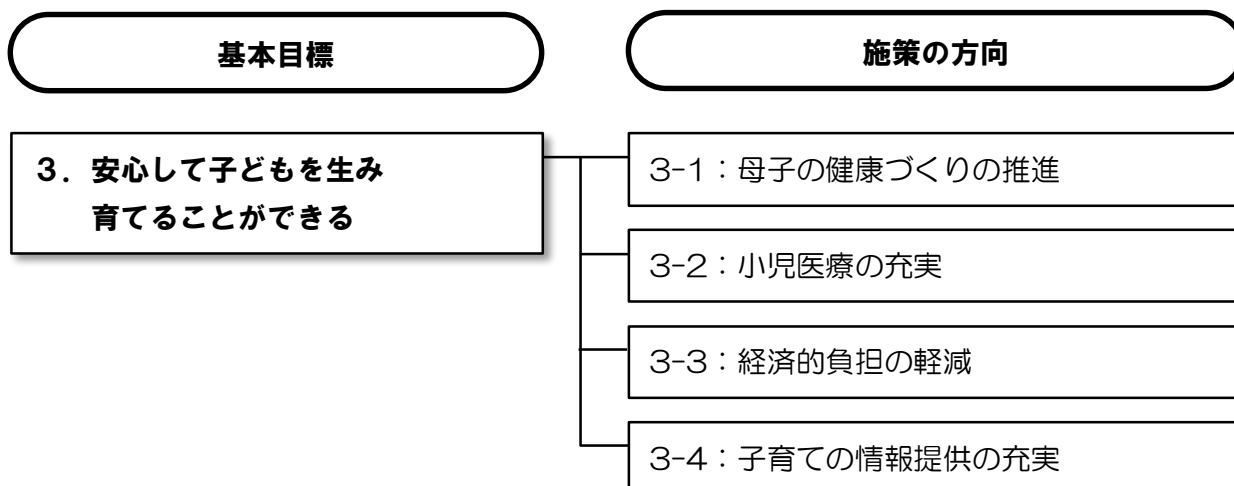
安心して子どもを生み育てることができる

●現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増えています。また、子育てや教育にかかる経済的負担は大きく、理想の数の子どもを持ってない夫婦も多くみられます。

妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、保健・福祉・健康・教育などの各分野が連携して、親が、親として育つために、学習の機会や場の整備を行うなど、子どもや親を支えるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向3-1:母子の健康づくりの推進

妊娠期から子育て期にかけて、子どもと親が健やかでいられるよう、身近なところで相談できる体制を整え、妊娠・出産・子育て、子どもの心と身体（からだ）の健康づくりに対する支援の充実を図ります。

(1) 妊娠期からの子育て不安の軽減を図ります

事業	概要	担当課
①母子健康手帳の交付	妊娠届出書の提出後、母子健康手帳を交付し、必要な保健指導や健康診査を行います。また、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、地域子育て支援センターと連携しながら妊娠期からの継続支援を実施します。	母子保健課
②マタニティ広場の開催	安心して出産・子育てできるよう、マタニティ広場を開催し、妊娠期からの友達づくりと、先輩ママとの交流を通して妊娠・出産への不安や疑問を軽減します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)
③プレママ教室の開催	プレママ教室を通じて、妊娠・出産・子育てに関する知識を高めます。妊婦同士の仲間づくりの場の提供として実施します。	母子保健課
④新生児（生後1か月）訪問・電話相談の実施	保健師・助産師による産後早期の育児相談・養育支援を実施し、産後うつが発見及び育児不安等を解消します。	母子保健課
⑤乳児家庭全戸訪問事業（母子保健推進員等）の実施	生後4か月までの乳児のいる全家庭を、地域に住む子育て経験者である母子保健推進員（一部保健師）が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞いたり、子育てハンドブックを配付したりするなど、子育てに関する情報提供を行います。	母子保健課
⑥親学習支援事業の実施	子育てをやる中で親自身が成長することを支援の目的とし3つの親学習支援事業を実施します。 ・子育て応援ポケット：リーフレットを利用した生活習慣の大切さ等の啓発 ・みんなで食育：食を通じて生活力や育児力をつける地域参加型・体験型事業の展開 ・子育てワークショップ「おしゃべり広場」：育児上の身近な問題を取り上げ、親同士が話し合うことで、育児力を向上させる参加型、体験型の学習機会の提供	子育て支援課(地域子育て支援センター)
⑦全数対象事業（赤ちゃん広場等）の実施	発達の節目である生後4か月と10か月に「赤ちゃん広場」、1歳4・5か月に「もうすぐ1歳半おやこ広場」を実施し、身体測定、発達確認や子育てのアドバイスを行うとともに、個別相談、母親同士の交流の場を提供します。	子育て支援課(地域子育て支援センター) 母子保健課
⑧妊婦・乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施	妊婦・乳幼児に対して健康診査を通じ、健康の保持増進を図るとともに、適切な支援、療育への援助を行います。	母子保健課
⑨遊びと交流の広場の開催	地域子育て支援センターにおいて、親子が安心して遊び、交流する場を提供するとともに、相談や情報提供、親の学習支援など、子育てアドバイザー（保育士）、栄養士や看護師等専門職の特徴を活かした支援を実施します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)

(2) 子どもの心と身体（からだ）の健康づくりを推進します

事業	概要	担当課
①薬物乱用防止教育の充実	市内小学校・中学校において薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒等への薬物乱用防止教育の充実を図ります。	保健体育課
②喫煙防止教育の実施	たばこの健康への影響を伝える紙芝居の読み聞かせを、保育園・幼稚園等と協力し、5歳児（年長児）に実施するとともに、保護者等へもパンフレットを配布し、たばこの健康への影響について周知します。	健康づくり課 元気子ども課（幼稚園） 子育て支援課（保育園）
③家庭教育推進事業の実施	家庭教育に関する学習を継続的かつ集団的に行い、ゆとりをもって子育てができるように支援します。	生涯学習振興課
④地域スポーツクラブの育成	子どもから大人まで参加する地域スポーツクラブに対し、活動場所の提供等の支援を行い、さまざまなスポーツやレクリエーション活動を通して、子どもの心身の健康づくりを推進します。	文化・スポーツ課

施策の方向3-2:小児医療の充実

近年の医療需要は、急速な少子化・高齢化の進行、生活習慣病の増大等による疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化に伴い、ますます多様化しています。また、市民が健康な生活を過ごせるよう一人ひとりの健康づくりと疾病の早期発見を目的とした保健医療体制づくりが求められています。八千代市では、地域の小児科医が参加・協力する「やちよ夜間小児急病センター」が八千代医療センター内に設置され、軽症の初期救急から重篤な3次救急まで対応できるようになりましたが、引き続き、夜間・休日の緊急時の医療体制の充実に努めます。

(1) 地域医療体制の充実に努めます

事業	概要	担当課
①地域医療体制の充実	八千代医療センターを中核病院とし、地域医療機関との連携による地域医療体制を継続し、充実に努めます。	健康福祉課

(2) 救急医療体制の充実に努めます

事業	概要	担当課
①休日・夜間診療体制の充実	八千代医療センターを中核病院とし、地域医療機関・関係団体の協力を得ながら休日・夜間診療体制を継続し、充実に努めます。	健康福祉課
②救急医療体制の充実	八千代医療センターを中核病院とし、初期医療から高度・専門医療にいたる救急医療について、年間を通じて終日体制を継続し、充実に努めます。	健康福祉課

施策の方向3-3:経済的負担の軽減

妊娠、出産、子育てに必要な費用は、医療、保育、教育等多分野にわたっていることから、子育て家庭の経済的負担を軽減するために、各種の助成や給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

(1) 子育て家庭へ経済的支援を行います

事業	概要	担当課
①児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	元気子ども課
②子ども医療費の助成	子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的として医療費の全部または一部を助成します。	元気子ども課
③就学児童・生徒の援助	就学困難な児童・生徒の学用品費等について扶助することにより、就学の援助を図ります。	学務課
④就学児童・生徒給食費等の援助	要保護及び準要保護児童・生徒に対する医療費を助成します。また、準要保護児童に対する給食費の助成を行います。	保健体育課
⑤私立幼稚園等就園奨励費の支給	私立幼稚園等就園奨励費を支給することにより、幼児教育を振興し、保護者の経済的負担を軽減します。	元気子ども課
⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業について検討します。	元気子ども課 子育て支援課

施策の方向3-4:子育ての情報提供の充実

子育ての不安を解消し、妊娠期から出産・子育て期を安心して過ごせるよう、さまざまな媒体を通して、子育てに関する情報を提供します。

(1) 子育てに関する情報提供の充実に図ります

事業	概要	担当課
①子育て支援ネットワークホームページの充実	子育て専用サイト「にこにこ☆元気」を活用し、子育てに関する情報を提供します。	元気子ども課 子育て支援課 母子保健課
②やちよ子育てハンドブックの発行	子育てに関する情報を掲載した子育てハンドブックを提供します。	子育て支援課
③子育て情報紙の発行	子育てに関する情報や地域子育て支援ネットワークの活動をまとめた「ちこねっとニュース」、各地域子育て支援センターで発行しているおたより等を地域の子育てに係る関係者や団体に配布するなど、子育て情報を発信します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)

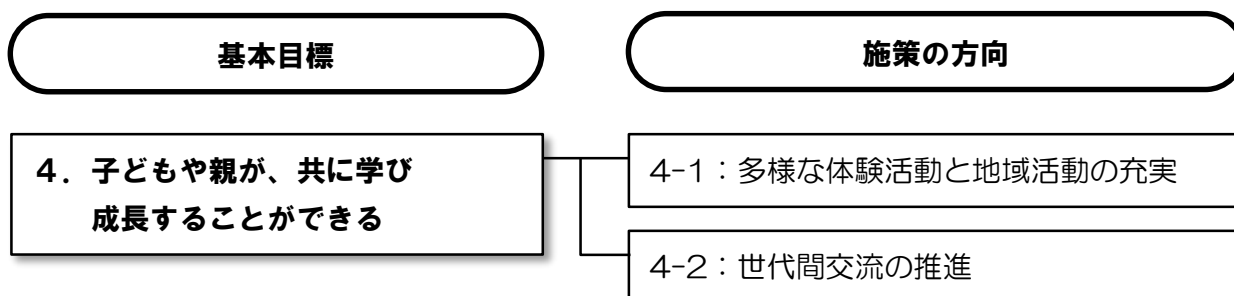
●現状と課題

子どもたちは、遊びや文化活動を通して、仲間と力をあわせて活動することを体験し、自然につつまれる心地よさを味わい、豊かな感情を育み、人間としての「心」や健やかな「身体」を備えたり、郷土に対する関心や愛着を高めたりしていきます。また、親も子育てを通して、さまざまな体験や人との関わりを得て、親が親として成長していきます。

しかし、少子高齢化の進行や都市化の進展により、家庭や地域社会において異世代が関わり合う機会などが減少しています。

子どもや親が、遊びや自然とのふれあい、さまざまな人との交流、地域との関わりを通して、豊かな人間関係を築き、子どもが社会性や命の大切さなどを身につけられるよう、身近な地域において多様な体験・活動・交流ができるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向4-1:多様な体験活動と地域活動の充実

子どもたちが、遊びや体験を通して、自分で考え、選択する力を身につけられるよう、多様な体験活動や次代の親となるための教育の充実を図るとともに、子どもたちと一緒に子どもの居場所をつくるなど、子どもたちが地域で健やかに育つための環境整備に取り組みます。また、親が親としての力を身につけられるよう支援します。

(1) 体験を通じ、自分で考え選択する力をつけていきます

事業	概要	担当課
①子ども・高齢者・障害者施設などでのボランティア体験の推進	幼稚園や保育園等、あるいは高齢者施設や障害者支援施設等でのボランティア体験を推進し、社会福祉やボランティアに対する見識が深められるよう支援します。	指導課(学校)
②職場体験学習の実施	学校が中心となって児童・生徒の職場体験学習を実施し、児童・生徒の実態や地域の実情を踏まえた取り組みができるように支援します。	指導課(学校)
③若者の就労支援の充実	国・県の若者の就労支援に関する事業の周知に努め、働くことや自立に関する情報提供等を行います。	商工課
④調和ある人格形成を育む教育の推進	学校での教育活動において、互いを尊重し、相手を思いやる取り組みを実施し、地域と協力した教育実践の推進を図ります。	指導課(学校)
⑤少年自然の家の活用	宿泊利用、日帰り利用を行う際に、利用目的に沿って充実した活動を行えるよう、事前打ち合わせを十分行うとともに、発達段階に応じた活動プログラムの改善や開発を行います。	学務課(少年自然の家)
⑥文化伝承に関する事業の実施	子どもの茶道入門、子どもの邦楽教室などを通して伝統文化や伝承文化に触れる機会を提供します。	文化・スポーツ課
⑦子どもたちの遊び場の情報化の支援	子どもたちの自主的な活動の中から、自分たち自身のことに関心を持ち、遊び場等の情報の収集や発信などの活動を行えるよう、子どもの居場所づくりを推進します。	元気子ども課 子育て支援課
⑧八千代こども親善大使の派遣	子どもが国際的な視野を持ち、平和な世界を築く国際人として成長するよう、他国の文化に触れる機会を提供します。	指導課

(2) 子どもの時から、親になるための教育の充実を図ります

事業	概要	担当課
①次代の親となるための育成支援	地域子育て支援センターにおいて、ジュニア・なかよしボランティアなど、乳幼児やその親と接する機会を設け、子育ての大変さや喜びにふれる機会を提供します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)
②子どもとのふれあい体験学習の推進	幼稚園や保育園等における職場体験学習などを通して、園児とふれあう機会を増やすため、ふれあい体験学習のボランティア登録者など、地域の協力者との連携を強化するとともに、併せて、学校の掲示等も有効的に活用して社会教育を推進します。	指導課(学校)
③家庭科教育の推進	親になるための基礎知識の習得に向け、家庭科教育の男女共修を市内公立小学校・中学校で実施します。	指導課(学校)

(3) 親が親としての力を身につけられるよう学習の場を提供します

事業	概要	担当課
①子育て学習講座の開催【再掲】	子育て学習講座等を開催し、子育てにおけるコミュニケーションスキルを伝える場の提供を図ります。	子育て支援課(地域子育て支援センター)
②親学習支援事業の実施【再掲】	子育てをしながら親自身が成長することを支援の目的とし3つの親学習支援事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ポケット：リーフレットを利用した生活習慣の大切さ等の啓発 ・みんなで食育：食を通じて生活力や育児力をつける地域参加型・体験型事業の展開 ・子育てワークショップ「おしゃべり広場」：育児上の身近な問題を取り上げ、親同士が話し合うことで、育児力を向上させる参加型、体験型の学習機会の提供 	子育て支援課(地域子育て支援センター)
③家庭教育推進事業の実施【再掲】	家庭教育に関する学習を継続的かつ集団的に行い、ゆとりをもって子育てができるように支援します。	生涯学習振興課

(4) 子ども自身が地域の中で学び、成長することができるよう居場所を整備します

事業	概要	担当課
①放課後子ども教室の拡充【再掲】	小学校の余裕教室等を活用し、放課後等における児童の安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供するため、市内7区域のバランスに配慮のうえ、各区域1校の整備を目指し、放課後子ども教室の整備を計画的に推進します。	元気子ども課 子育て支援課
②学校施設の開放	学校体育施設の効率的な利用を促進し、各種スポーツ団体と学校との連携を図り、子どもの居場所の確保を推進します。	文化・スポーツ課
③都市公園、児童遊園等の整備	専門業者による遊具・施設等の安全点検を実施し、より安全な子どもの遊び場を提供します。	公園緑地課
④図書館の充実	読書普及と図書館利用促進を図り、子どもたちが本に親しむ機会をつくります。	生涯学習振興課(図書館)
⑤児童館の設置の検討	放課後子ども教室、児童会館、公共施設の再配置等との関連を考慮した上で、児童館の設置を検討します。	元気子ども課 子育て支援課
⑥放課後子ども教室校外型の開催	安全管理員を配置し、子どもが放課後等に安全・安心のもと、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことができる場を提供します。	元気子ども課
⑦青少年学校外活動支援事業の実施	青少年学校外活動時に必要な物品・遊具類の提供、青少年学校外活動実行委員会が行う講演会、各種研修会の開催等に対する支援を行います。	青少年課
⑧青少年団体指導者養成講座の開催	講演会や研修会の開催により、青少年を取り巻く環境に関する知識や子どもを含む青少年を指導していく上での基礎的な知識・技術の習得を支援します。	青少年課

施策の方向4-2:世代間交流の推進

子どもたちが社会の一員としての自覚を持ち、社会性や他人を思いやる心、豊かな人間性を育み、健全な人間関係を築いていくため、さまざまな人たちとの交流の機会を提供し、世代間の交流を推進します。

(1) 豊かな人間関係を築いていくため、さまざまな人たちとの交流の機会を提供します

事業	概要	担当課
①シニア世代との交流	保育園・幼稚園・学校等での遊びなどへのシニア世代の積極的な参加を促進します。	元気子ども課 子育て支援課(保育園) 文化・スポーツ課 指導課(学校)
②異年齢間の子どもの交流	放課後子ども教室などの開催を通して、異年齢の子どもたち同士の交流の場を提供します。	元気子ども課 子育て支援課

仕事と子育てを両立することができる

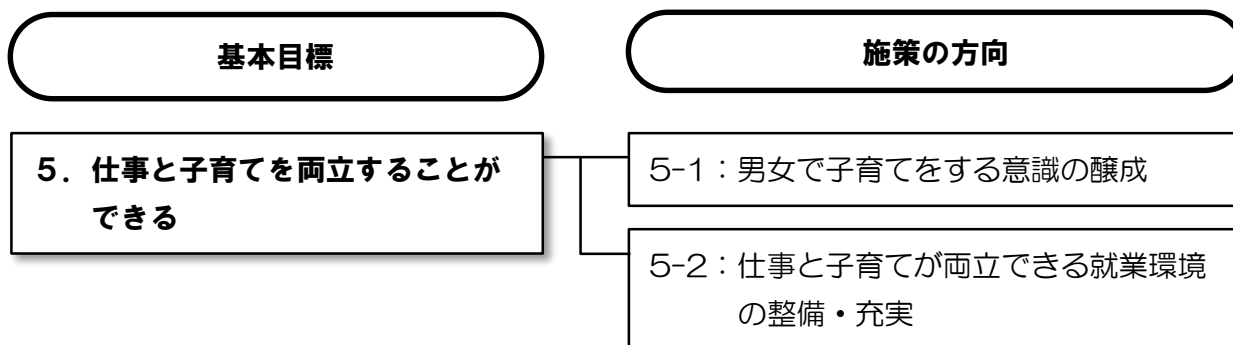
●現状と課題

喜びや楽しみを感じながら子育てをするためには、子育ての基本の場となる家庭において、男女が互いによきパートナーとして家事・育児を担い合うことが望まれます。

また、国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

社会全体の子育てに対する理解や子育て意識の醸成を図り、親子が共に過ごす時間が確保され、仕事をしながら子育てする親を支えるまちを実現することが求められています。

●施策体系



施策の方向5-1:男女で子育てをする意識の醸成

個人だけでなく社会や企業において、男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく、子育てにおける役割と責任を分担していくことの大切さが理解されるよう、家庭や職場等において、男女で子育てする意識の醸成を図ります。

(1) 家庭や職場等において、男女で子育てする意識の醸成を図ります

事業	概要	担当課
①パパとママの子育て教室	夫婦で共に子育てする意識を啓発するために、夫婦参加型の子育て教室を開催します。	母子保健課
②男女共同の子育ての推進	夫婦で子育てする意識を啓発するため、しおり、インターネット、講座等により子育てに関する情報を提供します。男女共に参加しやすい行事等を検討します。	元気子ども課 子育て支援課(地域子育て支援センター・保育園) 男女共同参画課
③地域子育て支援センターにおける父親向け行事等の開催	地域子育て支援センターにおける「お父さんと一緒に遊ぼうよ」など父親参加型行事の開催を通して、子育てを学ぶ機会や地域との交流の場を提供します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)

施策の方向5-2:仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

男女共に子育て期に多様で柔軟な働き方が選択でき、育児休業を取得しやすいなど、仕事と子育てが両立できるよう、子育て家庭に配慮したやさしい職場環境の整備を促進します。

また、就業希望者への就業に関する情報提供に努めます。

(1) 仕事と子育てが両立できるような環境整備を促進します

事業	概要	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の促進	男性も含め、今までの働き方を変えることによって、男女共に仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発を行います。	元気子ども課 男女共同参画課 商工課
②特定事業主行動計画の推進	仕事と育児が両立できるよう、子育て中の職員の労働環境の整備を図ります。	職員課 教育総務課
③一般事業主行動計画の促進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、市内の事業所の全てが策定に向け努力できるよう、周知を図ります。	元気子ども課 商工課

(2) 就業希望者への情報提供に努めます

事業	概要	担当課
①就業に関する情報提供	地域職業相談室やホームページ等により就業に関する情報を提供します。	商工課

基本 目標6

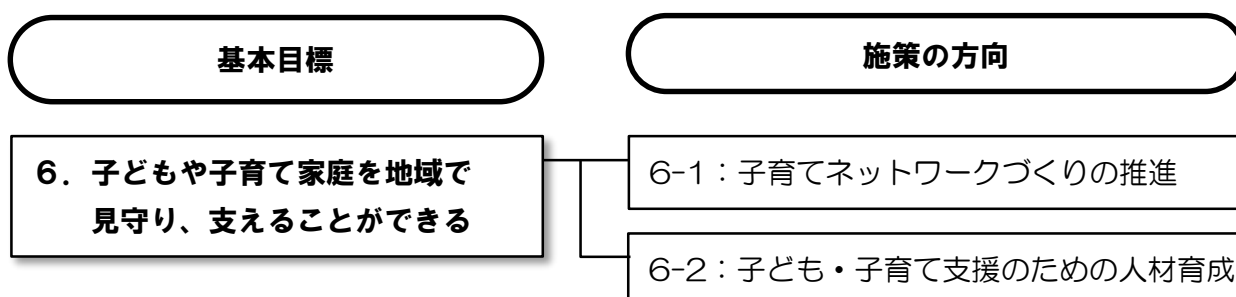
子どもや子育て家庭を地域で見守り、 支えることができる

●現状と課題

子どもたちや子育て家庭が、ずっと八千代市で暮らしたい、八千代市で子育てすることが楽しいと感じられるように、子どもの成長や子育て家庭に温かいまなざしを持ち、地域全体で子育てを応援していく地域づくりを推進する必要があります。

地域における子育て支援活動においては、シニア世代や大学生などの若者世代も、子育て支援の担い手として、それぞれが持つ経験や能力を活かすことができると考えられます。地域にある豊富な人材を生かし、子育てに関する知識や経験を伝え、多様な世代が子どもに関わり、つながりが生まれるまちをつくることが求められています。

●施策体系



施策の方向6-1:子育てネットワークづくりの推進

子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、幼稚園・保育園等が連携を強化するとともに、地域で子どもたちと子育て家庭を支える「ご近所づくり」を促進し、子どもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりを推進します。

(1) 地域で子どもたちと子育て家庭を支えるご近所づくりを促進します

事業	概要	担当課
①自治会活動の推進	自治会に対し補助金の交付等を行い、自治会活動の推進を図り、ご近所の関係づくりの向上を図ります。	生活安全課
②八千代子育て応援メッセージの普及	子育ては助け合いであることの認識を深めるため、「八千代子育て応援メッセージ」の普及を図ります。	元気子ども課

(2) 子育ての仲間づくりの場や機会を提供し、子育てサークル活動を支援します

事業	概要	担当課
①子育てサークル活動への支援	遊びと交流の広場などを通して、地域の子育てサークルの立ち上げ、活動に対して支援します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)
②子育て支援ボランティアの促進	地域子育て支援センターにおいて、子育て経験や特技を生かしたボランティア活動の場を提供します。	子育て支援課(地域子育て支援センター)

(3) 市民と行政が協働し、子どもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりを推進します

事業	概要	担当課
①生涯学習ボランティアバンクの推進	各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する「生涯学習ボランティアバンク」を通して、市民相互の生涯学習活動を支援し、学びを通じた地域のつながりの再生を図ります。	生涯学習振興課
②地域子育て支援センターにおける支援の充実	市内の幼稚園・保育園・認定こども園等との連携に努め、妊娠、出産から乳幼児期まで安心して子育てができる地域づくり、居場所づくりを実施するため、地域担当保健師、子育てアドバイザー(保育士)が、各地域の特徴に合わせた子育て支援を推進するとともに、要支援子育て世帯等への支援の充実を図ります。	子育て支援課(地域子育て支援センター) 母子保健課
③青少年健全育成連絡協議会への支援	地域住民主体の青少年健全育成を推進するため、青少年健全育成連絡協議会など関係団体の活動を支援します。	青少年課
④幼稚園と保育園等の連携	幼稚園教諭及び保育士が参加する合同研修会等を開催し、八千代市の幼児教育について、市内の幼稚園と保育園等の連携や情報の共有化を図ります。	元気子ども課
⑤家庭教育相談担当者協議会の充実	県と連携し、家庭教育や子どもに関する相談業務に携わる関係者、機関のネットワークの構築・充実を図ります。	生涯学習振興課

施策の方向6-2:子ども・子育て支援のための人材育成

多様な世代が子どもに関わり、地域全体の子育て力を高めるために、シニア世代や大学生など、地域にある豊富な人材を生かし、子ども・子育て支援の担い手として育成します。

(1) 子育て支援に係る人材の育成と交流を推進します

事業	概要	担当課
①子育て支援に係る人材の育成	放課後子ども教室などを通して、シニア世代・若者世代等のボランティアなど、子育て支援に関わる人材の育成と交流を図ります。	元気子ども課

(2) 青少年の健全育成のための人材を育成します

事業	概要	担当課
①青少年指導育成事業の実施	子ども憲章の推進、各種青少年団体活動の支援、青少年問題協議会の開催など青少年健全育成のための環境づくりと指導者及び団体の育成を図ります。	青少年課
②市の職員研修における次世代育成支援の実施	次世代育成支援に関する内容の一般研修を実施し、職員の意識の向上を図ります。	職員課
③ふれあい教室の実施	ふれあい教室により、高齢者を中心としたボランティアを小学校等に派遣し、昔の遊び等を教える機会を提供します。	生涯学習振興課

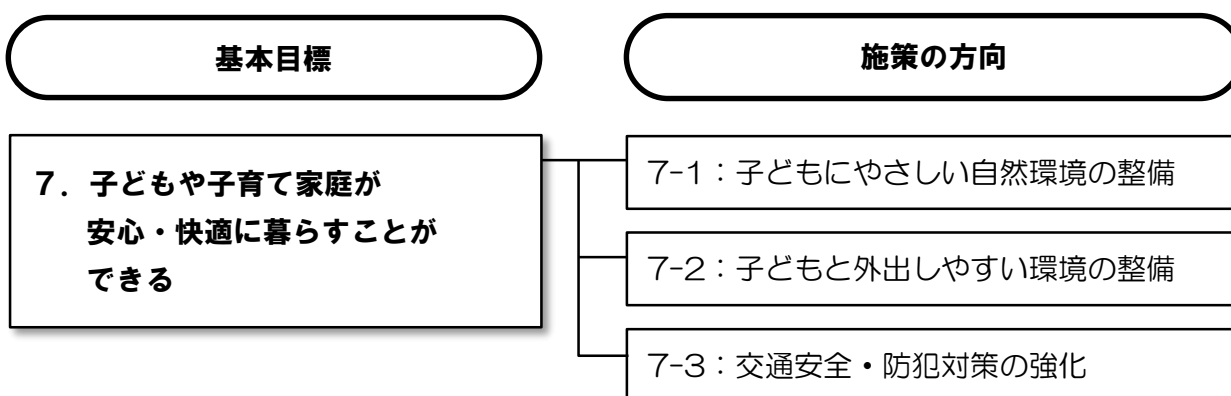
子どもや子育て家庭が 安心・快適に暮らすことができる

●現状と課題

子どもたちが安全に過ごせる地域であれば、どの年代の人々も安心して暮らすことができます。また、子どもたちは豊かな自然を通して、健やかな心と身体を培っていくことができます。安全・安心な地域づくりの視点と緑・水・空気など自然環境を守る視点から、子どもたちが豊かに健やかに育つための環境について考えていくことが必要です。

一方で、子ども・子育て家庭の活動範囲は、年齢や状況に応じて、変化していきます。子どもと子育て家庭の生活圏を見直し、必要な施設や事業を身近で利用しやすく変えていくことが求められています。

●施策体系



施策の方向7-1:子どもにやさしい自然環境の整備

環境汚染を未然に防止するための取り組みを行うとともに、八千代市の恵まれた自然環境を生かしながら、子どもたちが豊かな自然との触れ合いの中で育まれる環境づくりを推進します。

(1) 環境汚染を未然に防止できる施策を推進します

事業	概要	担当課
①公害防止のための調査活動の推進	河川や大気、道路など一般環境の定期的な調査を行い、公害の未然防止に努めます。	環境保全課
②公害防止のための啓発活動の推進	事業者・市民に、環境汚染に対する啓発を行い、公害の未然防止に努めます。	環境保全課
③不法投棄対策の推進	通報システムの確立を検討するとともに、啓発、パトロール等を行います。	クリーン推進課

(2) 八千代の豊かな自然と触れ合いながら暮らせる環境づくりを推進します

事業	概要	担当課
①生物多様性保全事業（谷津・里山・ほたるの里の保全）の推進	子どもが自然の中で遊び、体験できるよう、土地所有者、市民とともに、谷津・里山等、自然環境・動植物を保全します。	環境保全課
②放課後子ども教室校外型の開催【再掲】	安全管理員を配置し、安全・安心のもと、子どもが自然の中で「自分の責任で自由に遊ぶ」ことができる場を提供します。	元気子ども課

施策の方向7-2:子どもと外出しやすい環境の整備

子どもを連れて気軽に外出したり、社会活動に積極的に参加したりできるよう、妊婦や子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進します。

(1) 子どもや子育て家庭が安全で快適に生活できる社会基盤の整備に努めます

事業	概要	担当課
①子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども施策を推進し、子どもの年齢や子育ての状況に応じた子育て支援を実現します。	元気子ども課
②道路整備の推進	市民生活における利便性及び安全性の向上を図るため、市道等の整備に努めます。	土木建設課
③交通安全施設整備の推進	交通事故のない安全な生活を確保するため、バリアフリーなどを考慮するとともに、街路灯、防護柵、区画線、反射鏡等の交通安全施設の整備に努めます。	土木建設課
④公共交通対策の推進	鉄道関係の諸問題対策、路線バスの調整等、総合的な交通ネットワークの形成を図ります。	総合企画課 都市計画課
⑤子育て家庭の住環境の整備（市営住宅等）	市営住宅及び市立住宅を整備し、空き家が生じた場合、子育て家庭向けに、一般世帯用及び母子世帯用の住宅を供給します。	建築指導課
⑥赤ちゃんの駅の設置【新規】	小さい子どもを連れてた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを公共施設等に設置します。	元気子ども課

施策の方向7-3:交通安全・防犯対策の強化

地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進や子ども自身が自分の身を守るスキルを身につける機会の充実などを通して、子どもや子育て家庭が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1) 子どもや子育て家庭が安全で安心して生活できる社会環境の整備に努めます

事業	概要	担当課
①子ども110番の家の推進	PTA、保護者会等との連携のもと、犯罪から子どもたちを守るため、地域住民に対して、登下校や外出時等に子どもたちが犯罪に巻き込まれそうになった場合の緊急避難場所である、「子ども110番の家」の登録に向けた協力活動を推進します。	青少年課
②市民防犯パトロールの促進	地域の防犯活動の一環として防犯活動を実施している団体等を支援します。	生活安全課
③交通安全教育啓発事業の実施	学校等における交通安全教室の開催などを通して、交通事故の防止を図ります。	生活安全課
④有害情報対策の推進	青少年が健全に成長できるように、インターネットや図書等における有害情報対策に関する啓発活動等を推進します。	元気子ども課 青少年課 指導課(青少年センター)
⑤やちよ防犯情報メールの配信	市内で発生した犯罪情報や不審者情報、防犯に役立つ情報等を電子メールで配信し、子どもたちに対する犯罪の未然防止を図ります。	生活安全課 指導課(青少年センター)
⑥子ども自身が身を守るための学習プログラムの充実	学校における交通安全教室や避難訓練の実施、地域安全マップづくり等を通して、安全教育を実施します。	保健体育課(学校)

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

①教育・保育提供区域設定の背景

計画と事業の供給バランスを判断するために、区域を設定することが法定化されています。国は基本指針にて、市町村が区域を設定する際のポイントを提示しています。

【区域設定の際のポイント（抜粋）】

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- ・ 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて、認定区分又は地域子ども・子育て支援事業ごとに設定することができる。

②区域設定の考え方

本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するため、現在の利用状況、各事業の特徴などを踏まえ、以下のとおり、提供区域を設定しました。

なお、提供区域の設定により、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されることはありません。

(2) 提供区域の設定

①教育・保育及び地域型保育事業の提供区域

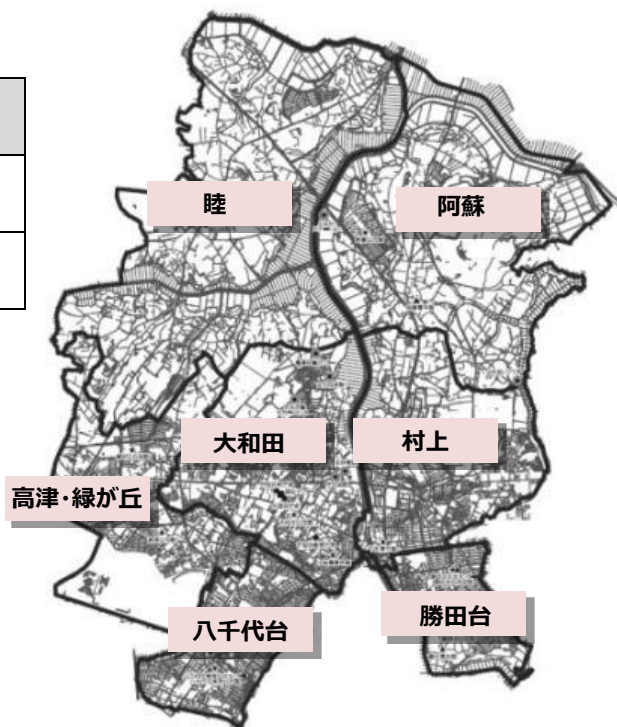
幼稚園については、保護者が教育方針などで選択している例も多く、送迎バスの実施により、広範囲にわたって利用されているという現状であること。

保育施設も、自宅との距離だけではなく、保護者の通勤経路によっても選択が異なるなど、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されることから、教育・保育施設については市域全体を1区域の設定としました。

②地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の特性や実態を考慮し、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域子育て支援拠点事業（現地域子ども・子育て支援センター）の2事業は、八千代市地域コミュニティ推進計画におけるコミュニティ区域同様、阿蘇地区、村上地区、睦地区、大和田地区、高津・緑が丘地区、八千代台地区、勝田台地区の7つの区域を設定しました。その他の地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域と設定しました。

対象事業
放課後児童健全育成事業（学童保育所）
地域子育て支援拠点事業



	地域の範囲
阿蘇地区	米本・神野・保品・下高野・米本団地・堀の内・上高野の一部（阿蘇中の学区内にある上高野）
村上地区	村上・下市場・村上団地・村上南・勝田台北・上高野の一部（村上東中の学区内にある上高野）
睦地区	桑納・麦丸・桑橋・吉橋・島田・神久保・小池・真木野・佐山・平戸・島田台・大学町・尾崎
大和田地区	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内にある大和田新田）
高津・緑が丘地区	高津・高津東・緑が丘・高津団地・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内にある大和田新田）
八千代台地区	八千代台東・八千代台南・八千代台西・八千代台北
勝田台地区	勝田台、勝田、勝田台南

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査の結果に基づき、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って当該設問から回答者の利用意向を踏まえ、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出しました。

また、「量の見込み」と本市の実績等の整合性等を検証し、一部補正を行いました。

なお、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保については、教育・保育提供区域及び認定区分ごとに確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定し、「待機児童解消加速化プラン」が目標年次としている平成 29 年度末までに達成することを目指します。

（１）認定区分について

保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）及び地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用先が決まっていきます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の就学前児で、教育を希望する場合 （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	満3歳以上の就学前児で、「保育が必要な事由」 に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に 該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園 特定地域型保育事業

（２）教育・保育施設及び地域型保育事業の対象事業

事業名	区域の設定
ア 認定こども園	全市
イ 幼稚園	全市
ウ 保育園	全市
エ 小規模保育	全市
オ 家庭的保育	全市
カ 居宅訪問型保育	全市
キ 事業所内保育	全市

(3) 教育・保育及び地域型保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

27年度					
認定区分	1号 3歳以上 教育希望	2号		3号	
		3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	3,129	1,691		223	811
		391	1,300		
確保方策	特定教育・保育施設	80	1,226	232	747
	特定地域型保育事業	/		19	48
	確認を受けない幼稚園	4,250	/		
過不足数		810	-74	28	-16

単位：人

28年度					
認定区分	1号 3歳以上 教育希望	2号		3号	
		3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	3,014	1,629		213	771
		377	1,252		
確保方策	特定教育・保育施設	350	1,226	232	747
	特定地域型保育事業	/		34	85
	確認を受けない幼稚園	3,980	/		
過不足数		939	-26	53	61

単位：人

29年度					
認定区分	1号 3歳以上 教育希望	2号		3号	
		3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	2,950	1,595		207	739
		369	1,226		
確保方策	特定教育・保育施設	350	1,226	232	747
	特定地域型保育事業	/		34	85
	確認を受けない幼稚園	3,980	/		
過不足数		1,011	0	59	93

単位：人

30年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
教育希望が強い		左記以外			
量の見込み	2,852	1,541		201	715
		356	1,185		
確保 方策	特定教育・保育 施設	350	1,226	232	747
	特定地域型 保育事業	/		34	85
	確認を受けない幼 稚園	3,980	/		
過不足数		1,122	41	65	117

単位：人

31年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
教育希望が強い		左記以外			
量の見込み	2,765	1,495		200	710
		346	1,149		
確保 方策	特定教育・保育 施設	455	1,236	232	747
	特定地域型 保育事業	/		34	85
	確認を受けない幼 稚園	3,790	/		
過不足数		1,134	87	66	122

3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査の結果に基づき、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って当該設問から回答者の利用意向を踏まえ、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出しました。

また、「量の見込み」と本市の実績等の整合性等を検証し、一部補正を行いました。

なお、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保については、教育・保育提供区域（地域子ども・子育て支援事業の提供区域）及び事業ごとに確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定し、計画期間の最終年度である平成31年度末までに達成することを目指します。

（1）地域子ども・子育て支援事業の対象事業

事業名	区域の設定
ア 時間外保育事業	全市
イ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	7地域
ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市
エ 地域子育て支援拠点事業	7地域
オ 一時預かり事業	全市
カ 病児保育事業	全市
キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全市
ク 妊婦健康診査	全市
ケ 乳児家庭全戸訪問事業	全市
コ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	全市
サ 利用者支援事業	全市
シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ア 時間外保育事業(延長保育)

事業内容

保育園等において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業です。

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,322	1,267	1,230	1,191	1,167
確保方策	2,272	2,324	2,324	2,324	2,334
過不足数	950	1,057	1,094	1,133	1,167

イ 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後(土曜日、学校休業日は一日)に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業です。

①阿蘇地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	72	73	70	75	74
	高学年	0	0	0	0	0
確保方策		80	80	80	80	80
過不足数		8	7	10	5	6

②村上地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	175	172	163	159	150
	高学年	69	68	69	70	68
確保方策		165	205	230	230	220
過不足数		-79	-35	-2	1	2

③睦地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	32	31	32	34	36
	高学年	0	0	0	0	0
確保方策		80	80	80	80	80
過不足数		48	49	48	46	44

④大和田地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	400	390	378	364	341
	高学年	82	81	78	80	78
確保方策		305	335	335	395	420
過不足数		-177	-136	-121	-49	1

⑤高津・緑が丘地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	248	245	239	239	231
	高学年	38	39	37	39	39
確保方策		195	195	235	235	270
過不足数		-91	-89	-41	-43	0

⑥八千代台地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	133	135	138	141	144
	高学年	38	39	41	41	42
確保方策		140	140	160	180	190
過不足数		-31	-34	-19	-2	4

⑦勝田台地区

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	80	75	67	59	56
	高学年	53	51	50	48	46
確保方策		115	115	115	115	105
過不足数		-18	-11	-2	8	3

全市（①～⑦の累計値）

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	1,140	1,121	1,087	1,071	1,032
	高学年	280	278	275	278	273
確保方策		1,080	1,150	1,235	1,315	1,365
過不足数		-340	-249	-127	-34	60

ウ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	260	249	242	234	229
確保方策	130	260	260	260	260
過不足数	-130	11	18	26	31

今後の方向性

- ・市内及び近隣他市に所在する乳児院等への委託事業として確保を図ります。
- ・トワイライトステイ事業については、事業実施に向けて検討します。

エ 地域子育て支援拠点事業

事業内容

妊婦・乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業です。

①阿蘇地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,849人日	2,873人日	2,784人日	2,709人日	2,703人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②村上地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	23,957人日	23,576人日	22,852人日	22,207人日	21,970人日
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

- ・出前「遊びと交流の広場」2か所を含む。

③睦地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,731人日	2,779人日	2,760人日	2,923人日	3,120人日
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

- ・出前「遊びと交流の広場」1か所を含む。

④大和田地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	49,115人日	45,391人日	43,288人日	41,456人日	40,890人日
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

- ・出前「遊びと交流の広場」3か所を含む。

⑤高津・緑が丘地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	25,899人日	24,676人日	23,788人日	23,229人日	23,279人日
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

・出前「遊びと交流の広場」3か所を含む。

⑥八千代台地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	22,156人日	21,117人日	20,506人日	19,997人日	19,719人日
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

・出前「遊びと交流の広場」2か所を含む。

⑦勝田台地区

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	11,737人日	11,516人日	10,994人日	10,599人日	10,503人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

全市（①～⑦の累計値）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	138,444人日	131,928人日	126,972人日	123,120人日	122,184人日
確保方策	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

今後の方向性

・地域の特性に応じて出前「遊びと交流の広場」を引き続き、開設します。

オ 一時預かり事業

（ア）一時預かり事業（幼稚園）

事業内容

幼稚園（認定こども園含む）で、通常の教育時間の前後に子どもを預かる事業（3～5歳児対象）です。

単位：人日

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		52,366	50,446	49,374	47,730	46,271
内 訳	一時利用	7,478	7,204	7,050	6,816	6,607
	定期利用	44,888	43,242	42,324	40,914	39,664
確保方策		106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
過不足数		54,234	56,154	57,226	58,870	60,329

※一時利用…専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭の3～5歳児で今後、利用したい事業として、幼稚園または認定こども園を選択した者。

※定期利用…ひとり親家庭・共働き家庭の3～5歳児で現在、利用している事業として、幼稚園または認定こども園を選択した者。

(イ) 一時預かり事業(保育園)

事業内容

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業（全ての家庭の0～5歳児対象）です。

単位：人日

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5,672	5,381	5,175	4,982	4,893
確保方策	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432
過不足数	7,760	8,051	8,257	8,450	8,539

カ 病児保育事業

事業内容

子どもが病気で集団保育が困難な期間、診療所等に付設された専用スペース等において、保育を行う事業です。

単位：人日

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	3,590	3,440	3,341	3,234	3,170
確保方策	2,900	2,900	2,900	2,900	3,190
過不足数	-690	-540	-441	-334	20

キ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

事業内容

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（協力会員）を紹介し、育児の支援を図る事業です。

単位：人日

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	3,276	3,224	3,172	3,120	3,068
確保方策	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
過不足数	24	76	128	180	232

ク 妊婦健康診査（妊婦に対する健康診査）

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業です。

単位：回

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	20,678	19,810	19,222	18,704	18,578
確保方策	実施内容：妊婦健康診査14回、そのほか超音波検査、血液検査、子宮頸がん検診などを委託医療機関において通年実施。				

ケ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

母子保健推進員及び保健師が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業です。

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,403	1,344	1,304	1,269	1,261
確保方策	実施体制：71人（母子保健推進員51人、保健師12人、非常勤保健師4人、非常勤助産師4人）				

コ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

①養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等による養育に関する指導・助言等を、居宅を訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施について確保を図る事業です。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		224人回	214人回	207人回	200人回	200人回
確保内容	確保方策	14人	15人	15人	15人	15人
	実施体制	子育て支援専門員（心理士）1人、保健師14人、そのほか保育士、栄養士、歯科衛生士で対応。				

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業内容

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

今後の方向性

要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組み強化と調整機関の機能強化に努め、虐待が起こらないような環境づくりや発生予防、早期発見・早期対応、継続支援ができる体制づくりを推進します。

サ 利用者支援事業

事業内容

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性

低所得者に対し、国が定める基準等に従い認められた実費徴収に対する公費による補足給付について、国や県の動向を踏まえ、事業実施に向けた検討を行います。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後の方向性

非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行うなど、国や県の動向を踏まえ、事業実施に向けた検討を行います。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及について

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所が認定こども園へ移行するために必要な支援を行うとともに、認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修について

少子化や核家族化が進行する中で子育ての環境が大きく変化し、幼稚園教諭や保育士は質の高い教育理念や保育技術のみならず、信頼される保育者像を求められております。

幼稚園教諭及び保育士を対象に、合同研修会を開催するなど、互いの人事交流を推進し、教育・保育の共通理解の深化を図るとともに、スキル及び専門性の向上に対する支援を行います。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等について

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育保育要領に沿った、質の高い教育・保育の実践に対する支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもに対しては、ニーズに応じた幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めます。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との定期的な連絡会の開催等、互いの密接な連携を図るための取り組みに対する支援等を通して、小学校教育への円滑な接続に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援を、総合的かつ効率的に提供するため、計画推進に関係する部署を中心に、千葉県、近隣市、教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者等と連携しながら、本計画の着実な推進を図ります。

また、教育・保育施設と地域型保育事業者との円滑な連携が可能となるよう、必要に応じた支援を行います。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたり、各年度において、本計画に基づく法定事業の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じた対策を実施します。

その際、子ども・子育て会議の意見を参考にするとともに、点検及び評価の結果を公表します。

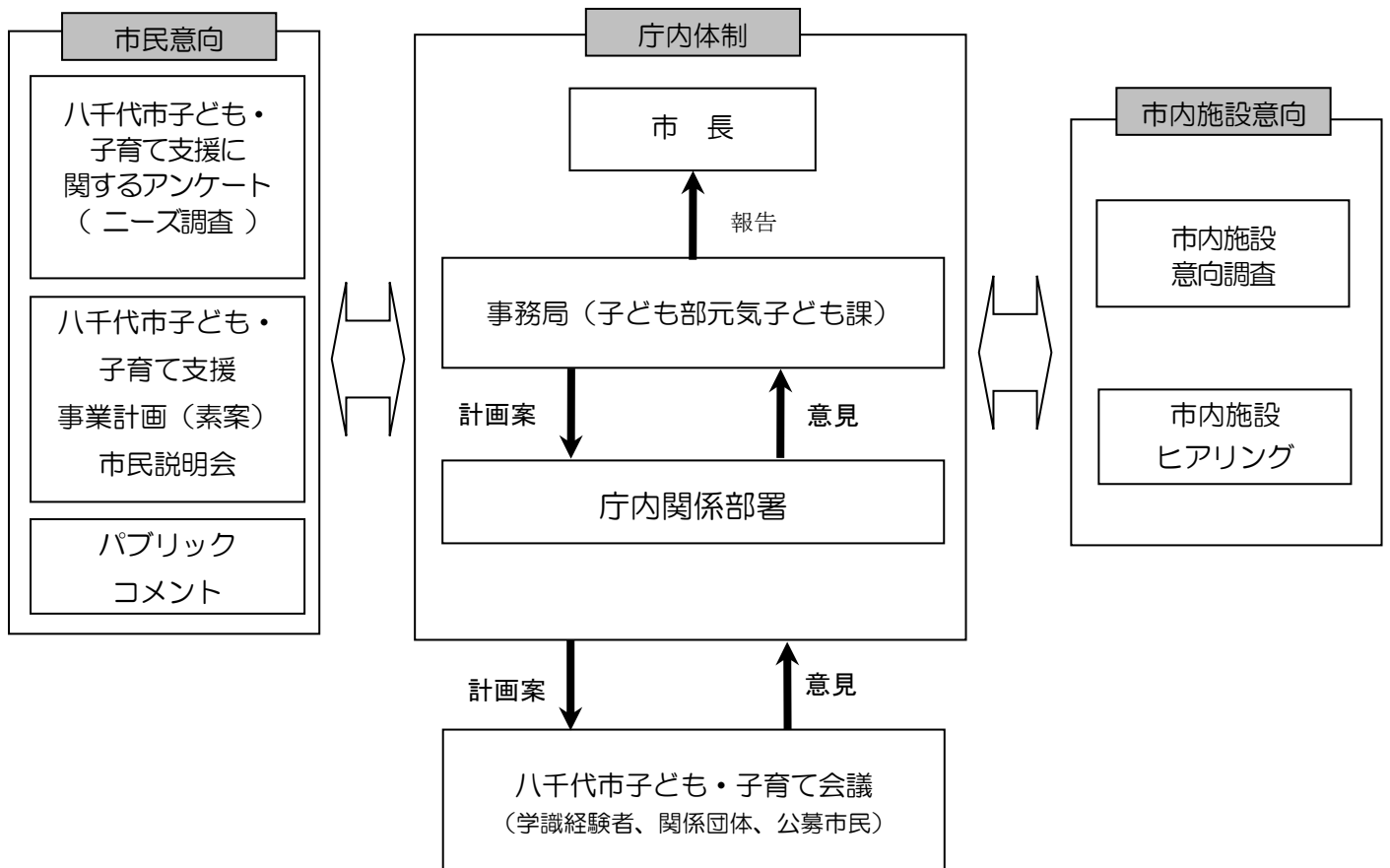
3. 市民・関係団体・関係機関との連携

本計画の推進にあたり、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくため、本計画や子ども・子育て支援新制度について、市広報やホームページなどを活用して、広く市民に周知するとともに、関係機関・関係団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担などを考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

資料編

1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する「八千代市子ども・子育て会議」を平成 25 年 9 月 30 日に設置し、その会議の中で計画内容等の検討を行ったほか、市内の子ども・子育て世帯の現状と教育・保育・子育て支援事業の需要を把握するとともに、パブリックコメント手続を経て作成しました。



2. 八千代市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

氏名	区分	摘要
櫻井 陽子	法第6条第2項に規定する保護者	市民公募
友森 恵美子	法第6条第2項に規定する保護者	市民公募
藤原 由紀子	法第6条第2項に規定する保護者	市民公募
阿部 三喜子	市民	市民公募
竹内 孝江	市民	市民公募
奥村 諭己	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市私立幼稚園協会
藤澤 彩	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市私立幼稚園連盟
丸山 純	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市民間保育協議会
茂呂 剛	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市民間保育協議会
石田 祥代	学識経験者	東京成徳大学
神長 美津子	学識経験者	國學院大學
中山 哲志	学識経験者	東京成徳大学
田中 宏行	その他市長が必要と認める者	八千代商工会議所
横山 貞夫 (平成26年6月2日就任)	その他市長が必要と認める者	八千代市校長会
八木 陽 (平成26年6月1日退任)	その他市長が必要と認める者	八千代市校長会
吉垣 信義	その他市長が必要と認める者	八千代市民生委員児童委員協議会連合会

(2) 開催状況

開催日	議 題
平成 25 年度第 1 回 11 月 19 日 (火)	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 八千代市子ども・子育て会議について (4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)について (5) 本市が実施している子ども・子育て施策の概要について (6) 子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の実施について
平成 25 年度第 2 回 12 月 17 日 (火)	(1) 教育・保育提供区域の設定について (2) 子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の実施について
平成 25 年度第 3 回 3 月 26 日 (水)	(1) 八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の結果について (2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
平成 26 年度第 1 回 5 月 14 日 (水)	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
平成 26 年度第 2 回 7 月 18 日 (金)	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて (2) 子ども・子育て支援新制度に関する基準について
平成 26 年度第 3 回 8 月 22 日 (金)	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について (2) (仮称) 子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成 26 年度第 4 回 10 月 17 日 (金)	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策について (2) (仮称) 子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 26 年度第 5 回 11 月 21 日 (金)	(仮称) 八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 26 年度第 6 回 12 月 19 日 (金)	(仮称) 八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 26 年度第 7 回 2 月 18 日 (水)	(1) 「八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)」について (2) 利用者負担(案)について

(3) 八千代市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第16号

(設置)

第1条 市に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、八千代市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 市民
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び第4条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	7,500
	委員	7,000

3. 八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)実施概要

(1) 目的

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画（平成27年～31年度）を策定するため、市内の子ども・子育て家庭の現状と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握しました。

(2) 調査期間

平成26年1月6日（月）～1月31日（金）

(3) 配布内訳

調査票区分	対象	配布内訳	配布・回収方法
就学前児童世帯用	平成25年12月17日現在で、0～5歳の子どもがいる保護者（あて名は子ども）	2,500	本市の7圏域ごとの対象児童の人口比率（平成25年11月末現在）を基に、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布・回収
就学児童世帯用	平成25年12月17日現在で、小学1年生から4年生の子どもがいる保護者（あて名は子ども）	1,500	本市の7圏域ごとの対象児童の人口比率（平成25年11月末現在）を基に、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布・回収
合計		4,000	

(4) 回収状況

	就学前児童保護者用	就学児童保護者用	総計
配布数	2,500 通	1,500 通	4,000 通
回収数	1,464 通	841 通	2,305 通
回収率	58.56%	56.07%	57.63%

(5) 調査項目

国が示した基本設問を基本に、幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援等に関する内容で構成し、就学前児童世帯用28問、就学児童世帯用23問としました。

①就学前児童世帯用 調査項目

- ◇〈お住まいの地区〉についてうかがいます◇
- ◇封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます◇
- ◇子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの地域の子育て支援事業等の利用状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます◇（平日の教育・保育を利用す

る方のみ)

- ◇あて名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます◇
- ◇小学校就学後における放課後の過ごし方についてうかがいます◇
- ◇育児休業の取得状況や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます◇
- ◇すべての方に、八千代市の子育て環境や支援についてうかがいます◇

②就学児童世帯用 調査項目

- ◇〈お住まいの地区〉についてうかがいます◇
- ◇封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます◇
- ◇子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの、放課後などの過ごし方についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの地域の子育て支援事業等の利用状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます◇
- ◇育児休業の取得状況についてうかがいます◇
- ◇すべての方に、八千代市の子育て環境や支援についてうかがいます◇

4. 用語解説（50音順）

あ 行

育児休業

育児休業制度（法第5条～第9条）に基づき、労働者が、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができることが定められている制度。

一時預かり

保護者の就労や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に保育園等において子どもを一時的に保育すること。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、地域や社会の問題を解決しようとする団体。

か 行

核家族

夫婦とその未婚の子供、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子供のいずれかからなる家族。

学童保育所

保護者が就労等により主に日中家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業を実施する施設。

確認

認可を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。

家庭教育

親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル（生きていくうえでの技術）を身につける援助をしてやること。

家庭的保育（保育ママ）

保育士等の資格を持った家庭的保育者が、仕事や疾病等の理由でお子さんの保育ができない保護者に代わり、家庭的保育者の自宅において家庭的な雰囲気の中で少人数のお子さんをお預かりして保育を行う事業。

環境学習

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

休日保育

日曜日、祝日、年末年始に保護者が仕事、病気などで保育が出来なくなったときに行われる保育。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に生む平均子ども数を表す。

固定的役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月成立）のこと。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月成立）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所の量的確保、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を進めていくもの。

子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

子どもの居場所

子ども自らがのびのびと成長できるよう、放課後や休日に子どもが自由に集まり自由に過ごす場

所。

子どもの権利に関する条例

子どもにとって大切な権利とともにその具体的な保障の体系と仕組みを示す「総合条例」と、子どもの権利を特定の仕組みにおいて保障しようとする「個別条例」、子ども施策の基本原則を条例で示すことで将来に向けた持続的な推進を図ることを狙う「施策推進の原則条例」に分類される。自治体により条例に盛り込まれた内容は異なるが、いずれも子どもの権利擁護の視点に立ったものである。

子ども110番の家

子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、子どもの避難所として登録した家、店がその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

さ 行

里山

人里近くにあって人々の生活と結びついた山・森林。ほたるやめだか等が生息する日本の原風景とも言える地域。

時間外保育（延長保育）

保育園の11時間の開園時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を行うこと。八千代市においては、平日（公立）午前7時から午前8時30分まで、午後5時から午後7時まで、（私立）午前7時から午前8時30分まで、午後4時30分から午後7時まで、土曜日（公立・私立）午前7時から午前8時30分まで、午後0時30分から午後7時までの保育を時間外保育と呼ぶ。なお、公立保育園2園で平日午後7時から午後8時まで実施している保育を延長保育と呼ぶ。

次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講じる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組み。

次世代育成支援対策推進法

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われることを謳う法律で、行動計画の策定、次世代育成支援対策推進センターの指定、次世代育成支援対策地域協議会の組織について明記されている。

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不

潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）に分類される行為。

児童遊園

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設（屋外）。

ジュニアなかよしボランティア

十代の子どもたちが小さい子どもとの触れ合い・遊ぶ体験をとおして子育て・子育てを学ぶ事業。

準要保護児童

児童または生徒の保護者が、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とする。

ショートステイ

出産、疾病、就労、冠婚葬祭等のため、子どもを一時的に養育することができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るため、宿泊を伴う一時預かりを行う事業。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

た 行

待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していくとしている。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分される。

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等へ

の支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設。八千代市においては市内7圏域の公立保育園等に併設し、母子保健事業と子育て支援事業を連携させた各種事業を展開し、妊娠から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援の提供と、地域のネットワーク化を図っている。

地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て支援法第59条により、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次の事業を行うものとされている。

- ア 時間外保育事業
- イ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 一時預かり事業
- カ 病児保育事業
- キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ク 妊婦健康診査
- ケ 乳児家庭全戸訪問事業
- コ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- サ 利用者支援事業
- シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域スポーツクラブ

地域を母体とし、子どもから大人までのあらゆる年齢層の会員で様々なスポーツやレクリエーション活動を行うことを目的とした組織。

チームティーチング

学級の指導に一人の教員が当たるのではなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たる、または、クラスの枠を外し（学年全体）を複数教員で指導する授業形態。

DV

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指す。「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

特別支援学級

小学校、中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

都市公園

都市公園法により、国または地方公共団体が設置する公園または緑地。日常的な利用に供する公園（住区基幹公園。街区公園など。）、都市地域全般の利用に供する公園（都市基幹公園。総合公園など。）などに分類される。

トワイライトステイ

出張や残業など帰宅が遅くなる時、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るため、夕方から夜間にかけての一時預かりを行う事業。

な 行

日常生活用具

重度の障害者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用のポータブルレコーダー・拡大読書器・点字図書や聴覚障害者用屋内信号装置、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

は 行

バリアフリー化

障害者・高齢者などが生活を営む上で障壁や支障などがない状況にしていくこと。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

病児・病後児保育

（病児対応型）子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合、病院・診療所、保育園等に付設された専用スペースで一時的に保育すること。

（体調不良児対応型）子どもが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安全かつ安全な体制を確保することで、保育園において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図ること及び保育園に通園する子どもに対して保健的な対応等を行うこと。

（病後児対応型）子どもが病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間に病院・診療所、保育園等に付設された専用スペースで一時的に保育すること。

ファミリー・サポート・センター

地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（依頼会員）と預かる人（協力会員）がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」などの有償の相互援助活動を行う。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。

保育園

保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育に欠ける児童を預り保育することを目的とする通所の施設。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）

○認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進

する事業。

放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

保護命令

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令。

補装具

身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いすが有名。肢装具・杖・義眼・補聴器もこれにあたる。

や

行

八千代市子どもにやさしいまちづくりプラン

社会全体が子育て支援社会の構築に取り組み、平成11年度から10年間における子育て支援施策を総合的、計画的に推進するための「エンゼルプラン」として、八千代市が平成11年3月に策定した、平成22年までの計画。

八千代市次世代育成支援行動計画

八千代市における子ども施策と子育て支援施策の基本計画。平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法に基づき、前期計画（5か年計画）が平成17年に、後期計画（5か年計画）が平成22年に策定された。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。

要保護児童

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

ら

行

レスパイトサービス

乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅で介護している家族を癒やすため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス憲章

平成19年12月18日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」のこと。

ワークショップ

特定の課題について、担当者や専門家等が自ら討議し、グループの中で課題解決や学びを行う方法。